

産業生活常任委員会
決算常任委員会産業生活分科会

(令和元年 9 月 13 日)

○ 三木 隆委員長

それでは、これより請願の審査を行ってまいります。

請願第6号「地域指定」を伴う客引き行為等禁止に関する条例改正・強化を求めることについてを議題といたします。

当請願は、諏訪栄町・西新地地区防犯協議会、四日市市不当要求拒否宣言の街会長、林悦男様ほか15名より提出されたものであり、本日、請願者に意見陳述のためお越しいただいております。

本日の請願審査の進め方についてですが、まず、請願者に意見陳述を行っていただき、意見陳述に対する質疑を行います。その後、理事者に対する確認の質疑の時間を設けた後、討論、採決の流れとなりますので、ご了承ください。

それでは、請願者の方は請願者席に移動してください。

産業生活常任委員会委員長の三木でございます。

本日は当委員会にお越しいただき、ありがとうございます。

請願の趣旨をご説明いただき、その後、各委員より質疑をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、請願第6号について、朗読を事務局に求めます。

請願第6号 「地域指定」を伴う客引き行為等禁止に関する条例改正・強化を求めることについて

(事務局朗読)

○ 三木 隆委員長

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 請願者（林）

私、防犯協議会の会長をさせていただいております林と申します。よろしくお願いいたします

す。

今、趣旨の内容は読んでいただいたとおりでありますが、このとおりでして、私、この防犯協議会を設立した当初から関係しておりまして、状況等々を見ておりますと、非常に繁華街にはなっただけでまいりました。商店街はご承知のとおり飲食店街化してきております。その中で、にぎわいは大変ありがたいんですが、反面、この趣旨のとおり、いろいろな問題が起こっております。特に気がつきますのは中心のふれあいモールですね。見ていただいたとおり、駅のガード下はたばこが禁止されていますが、いまだにたくさん見られます。何とかこの辺は行政の条例等々、厳しい条例のもとに取り締まっていればなという感じがしております。

この趣旨は、諏訪西商店街の理事長の野村さんに作成していただきました。この辺は商店街の一番詳しい方、きょうはお二人おみえになっていますが、その方からのご意見を聞いていただければと思います。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりです。請願者の方に対し、委員の皆様から質疑があればお願いいたします。

理事者への質疑につきましては、後ほど時間を設けますので、その際にお願いたします。

○ 樋口龍馬委員

よろしくお願いたします。お疲れさまです。

請願の趣旨について伺ったところであります。この条例をつくり上げるときには皆さんにも大変なご協力をいただきまして何とかつくり上げることができたんですけども、ご承知のとおり、この条例をつくるまでには警察庁ですとか県との調整で大変に時間を要したということはお記憶の中にあるかと思っております。請願の文書等々拝見していると、やはり2021年の三重とこわか国体に向けて一掃していきたいとか、きれいな状況をつくりていきたいという思いは伝わってくるんですが、四日市市の条例を修正するとなると、制定と同様程度の時間がかかるだろうということが前回の所管事務調査という調査の中で四日市市のほうから提示されたものであります。

こういったところから、請願の事項の部分、最後を見ますと、三重県と四日市市の連携ということを書いていただいておりますので、三重県の迷惑防止条例で取り締まっていくということであっても、皆さんの願意、趣旨に沿うものなのかどうか、この点を確認させていただきたいと思います。

○ 請願者（野村）

諏訪西商店街の理事長をやっております野村でございます。

防犯協議会では一応事務局長という立場ですので、先ほど、林会長が請願趣旨をご説明させていただきましたけれども、それを若干補足するような形も含めてちょっと述べさせていただきたいと思うんですけれども、この防犯協議会は平成17年に設立されておりますけれども、当時の四日市市長は井上市長でいらっしゃいました。それで、当時、この設立総会に当たりましては井上市長もご来賓としてお越しいただきまして、いよいよまちの人たちが立ち上がってくれたかというコメントを頂戴してスタートした協議会であります。

その後、田中市政を経て現在森市政、平成17年からですから約十三、四年の期間にわたりまして、まちの環境悪化の一つであります客引き問題につきまして、ずっと取り組み続けてきたという時間経過を経ております。したがって、今樋口委員からお話があったように、非常に長い時間をかけてこの問題に取り組んでいるということもご理解いただけたらと思います。

そして、その防犯協議会設立以来、平成18年から防犯活動も取り組みましたが、防犯活動は平成18年から平成30年までの間で合計444回行いました。延べ参加人員は3835名です。こういったボランティア活動を含めた巡視活動を経たにもかかわらず、状況はよくなるどころか、請願趣旨にありますように、その数はむしろふえているんじゃないかなといったような状況で苦慮しておるところでございます。若干客引きの内容も、当初は客引きをしている人は黒服と言われるような、俗にカラスとか、いかにも客引きらしい風体の威圧的な人が多かったんですけれども、最近は非常にカジュアルっぽいというか、そういう人たちもふえましたし、請願趣旨にもありましたように、いわゆる専従のバイトというんでしょうか、呼び込み員、客引き員みたいな形の、仕事としてやるような人間もふえてきたりして、非常に複合的な様相をみせております。

そういった中で、この請願の中に書いてはおりませんが、実は商店街の立場で申し上げますと、客引きをせずに真面目に店の営業行為、お客さんへのご連絡とか、そうい

ったようなことで真面目に取り組んでいるお店からは、うちに来てくれるような客を途中で引っ張って連れて行くといったようなクレームも我々商店街の役員のところには伝わっておりまして、いわゆる店の営業上からも切実な問題になっているということもあわせてここで申し上げておきたいなというふうに思います。

この請願者は防犯協議会とあわせて不当要求拒否宣言の街というふうに名前を連ねておりますけれども、これはご案内のとおり、いわゆる反社勢力に対抗する勢力として、まちの商店街、自治会が立ち上がってつくった、不当要求、みかじめ料とか、過度な要求は一切はねつけるといったような宣言をした組織でございますけれども、これもあわせてやっております。どうしてもこういう客引き等が行われるお店の背景には、こういう反社勢力とのつながりがかなりの割合で見え隠れするというのも事実でございます。そういったこともあわせまして、表面的なまちの環境悪化、客引き等の横行行為並びにそこに巣くう反射勢力のようなものもあわせて取り締まるべくは、こういう客引き行為の一掃で、いかにも健全で安心・安全なまちをつくるということだと思われまますので、ぜひ規制強化をお願いしたいということでございます。

それで、今樋口委員からお話がありましたように、いわゆる県条例と四日市市条例のすみ分けでございますけれども、この辺、法体系上はそれぞれいろんな形になっているということも、事務当局からもご説明をお伺いしまして少し理解をいたしましたけれども、商店街、自治会も専門家ではないものですから、厳密なところの法体系上、どこをどういうふうに強化して、どこをどういうふうにいじくればいいのかというのは理解できていないかもしれませんが、もし県条例の強化ということが必要なのであれば、この委員会を経て議会等で、まず四日市市がこれは強化すべきだねという意思をご判断いただければ、私どもはこの後に躊躇なく県のほうにも要望を出して、県条例の強化のほうによければそちらのほうに早速向かいたいといったような取り組みを進めていきたいなと思っておりますので、よろしくご審議なりをいただきたいなというふうに思うところでございます。

よろしくお願いたします。

○ 三木 隆委員長

他に質疑はございませんか。

○ 日置記平委員

ことは何回ぐらい協会の皆さん方、パトロールを実行されたんでしょうか。

○ 請願者（野村）

このパトロール、実は立ち上がり当初は月に3回、時間を決めてやっておりましたけれども、四日市市さんが条例をおつくりいただきまして、巡視員にもご参加いただくようになりましたものですから、我々防犯協議会のメンバーも高齢化とか体調不良とかいろいろありまして、数をなかなかこなせなくなってきたので、今は月1回ずつやっておりますので、毎月第3金曜日を中心に実施しておるところでございます。

○ 請願者（林）

今、お話がありましたが、現在は月1回ですね、第3金曜日午後8時からということでしておるんです。そのパトロールには四日市市の市民文化部の職員の皆さん、大勢の方、それと巡視員の方に参加していただきまして、諏訪交番の方が大体2名ついていただいております。非常に心強いのは、やっぱり警察官についてもらっていますので、我々も非常に安心してパトロールができております。

私、最初から、平成17年から参加してきました。当時は月3回、最初は午後7時、次の週は午後8時、最終の週は午後9時というようなことでやってまいりました。ところが、今話がありましたようにメンバーの不足とか等々の事情もございまして、総会で月1回継続してやろうということで決まりました。

非常にありがたいのは、市の職員の方、それから巡視員、ほとんどの皆さんが夜遅いのに参加していただいて、遅くまで、最後までやっていただいていますので、この場をおかりしまして御礼申し上げます。

以上でございます。

○ 日置記平委員

という説明がありましたが、市民文化部の今後ろにいる人は参加されたんですか。

（発言する者あり）

○ 日置記平委員

いえ、市の職員の後ろの人。

参加されたんですかと聞いている。

(発言する者あり)

○ 日置記平委員

いろいろと協力していただいて、ご苦労さんです。

環境が改善される方向にないということなので、我々この委員会としても積極的にこの問題を協議して、より安全な、安心な環境づくりに力添えをさせてもらわなきゃいけないというふうに思います。

今説明がありましたように、われわれが一步前へ出れば、協会の皆様のご要望のように、四日市と三重県を足した力でやるという方向に行けば、より効果は大きいのかなというふうに思いますけど、そんな方向で、委員長中心に前向きに積極的にさせていただくべきだというふうに思います。月に1回は無理だとしても、年に何回か、当委員会もその中に入れてもらうという前向きな姿勢も大切かなというふうに、その中に市長も知事も入ってもらって協力体制でいけばマスコミの宣伝効果も期待できるでしょうし、これから我々委員会で委員長を中心にまた協議させていただきたいと思います。

○ 三木 隆委員長

他に質疑はありませんか。

○ 中川雅晶委員

請願趣旨の中にも、マッサージやキャバクラやガールズバーの規制対象業種だけではなくて、きのうも所管事務調査の中では、カラオケとか居酒屋さんとか、たこ焼き屋さんとかという系列で、絶対に引っ張れないんやということを自信満々にキャッチしておるやつがいるという実態で、この条例の目をかいくぐってやっているというところをお伺いはしているんですけども、その辺の実態のやりとりとか、さらに強化するとなれば、警察のさらなる連携とかが必要になってくるのかなと思うんですけども、その辺、本当に現場でやりとりをされている事例だったりとか、警察との連携も、実効性を高める連携をどういうふうにしていくのかということをもしご教示いただけるのであれば教えていただきました

いんですが。

実際に防犯協議会で巡視していただいている中で、そういう現場のやりとりとかがあれば、教えていただけるのであれば教えてください。

○ 請願者（野村）

今、中川委員がおっしゃっていただいたように、いろんな業種が非常に複合的になっていきますし、最近では本当にカラオケ、居酒屋、バイトの子がいるんですね、出来高払いで、1人連れて行くとキャバクラだと1000円だとか、結構稼ぐらしいんですね。ですから、彼らは仕事としてやっているわけですから一生懸命ですし、確かに規制に抵触しないような業種でやっているわけですから、我々としても非常にもどかしいといったようなことがずっと続いております。市の巡視員の方々も我々以上に回数も時間もおそくまでやっていただいておりますけれども、多分私たち以上にそういうもどかしさを感じながら、ただ、客引きをやっている人たちにとってみれば、巡視員とか我々防犯パトロールはたすきがけもして回りますので、彼らにとってはうっとうしい奴が来たなといったようなことで一定の効果はあると思いますけれども、やはり決定打にはなっておりませんし、それから、彼らもよくわかっていまして、巡視員の方も例えば午後10時以降とか、おそくなると当然引き上げられますので、いなくなりますし、我々もやる時間帯は午後8時から1時間ぐらいで、いなくなれば客引きの人にとっては非常に楽にできる時間帯になるといったようなことで、その時間帯だけ自粛しておこうかみたいな状態が続いておりますので非常にもどかしいなということでございます。

○ 小川政人委員

請願事項のところに名古屋市の例が出ているんですけど、これは、評判とか効果というのはどうなんですか。

○ 請願者（野村）

実はこの名古屋市の条例は一見すると非常に厳しいんですね。名古屋市は地域指定をしておりますので厳しいということで、名古屋はやっぱり場所柄、反社勢力のことを非常に意識して強化していると思うんですけども、名古屋が厳しくなったので実は緩い四日市に流れてきているという話もうわさには聞きますし、そういうことを言う客引きの人間な

んかもいたりします。だから、本当にイタチごっこみたいな話なんですけれども、どこかが厳しくなると緩いところへ流れてくるので、こちらも負けずにとというか、きちっとしておかなければいけないということもあると思うんです。

名古屋市の条例は、先ごろ事務方の方からご説明いただいて、地域指定をして非常に業種も関係なく取り締まっているところもあるんですけれども、一方、ビラ配りとか、一部の行為については逆に認めているような条例になっているので、それはちょっとどうなのかなというふうに思ったりもしますし、名古屋はその条例ができたから、じゃ、今現在、完璧にきれいになっているかというところではなくて、過料というやつですかね、いわゆるペナルティーみたいなものさえ払えばいいんだみたいなことで、またふえてきているとか、客引きがゼロになったかというところ、そういう状況ではないというお話も聞いたりはしております。

○ 小川政人委員

それでいくと、過料じゃなくて刑事罰の方法のほうがいいのか。

○ 請願者（野村）

今のいわゆる三重県の迷惑防止条例でいきますと、罰金といういわゆる刑事罰ですね、前科がつくやつ、今三重県の迷惑防止条例はそれですから、これが強化されて、これが地域指定までいけば非常に強力だと思うんですけれども、ただ、この辺は事務方の方からご説明いただきましたけれども、全ての業種業態を取り締まるということですから、言ってみれば飲食業以外のサービス業的なやつまでも当然業種指定せずに取り締まってしまうので、そこまで本当にやるのかということが、例えば検察当局とかいうところからご意見が出たときにどうなんだろうかといったようなお話は少し聞きましたけれども、法をつくるときの難しさみたいなのは確かにあると思いますけれども、だけど、この四日市市の今の夜の状況を何とか取り締まるというか、環境浄化できないものか、そのためにはどういう方法がいいのか、これは専門家の方々にもいろいろ頭をひねっていただいて、四日市市の条例だけで難しいところがあれば県のほうも一部見直していただくようなことで、ここに書きましたように連携して整備していくという方向が望ましいのかもしれない。その辺は、私も専門家ではないので、法体系の整理とかいうことが必要かもしれませんし、ただ、樋口委員にも言っているように、三重とこわか国体は2年後ですので、余

り時間をかけてもいけないと思いますので、時間の制約も受けながらその辺は進めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○ 早川新平委員

昨日、いろいろ説明を受けて、現場が僕は一番大事なところであって、例えばきのう説明を受けたとおりに言うと、たこ焼き屋から居酒屋からこっちへ、こういう系列店、そこを今、野村さんが説明していただいたように、やるなら全て客引きはだめだということまで持っていくのか。それから、過料を科しても、罰金を払ったら続けられるのかというジレンマのところは現実問題として、きれいごとではなしに出てくる。そうすると、一番効果的なことは、私はパトロールやと思っておるんですよ。それも善意のパトロールではなしに、ずっと。例えば通しで警察等々と協力をしていただくのが一番即効性は正直あると思っています。条例をつくったからなくなるかということ現場ではなくなっていて、そのところのジレンマやから、過料を科すのがいいのか、刑事罰がいいのかって、いろんな案がこれから出てきます。今のところやと、野村さんのほうやと、県のような強固な規制で法の抜け道、全ての業態で抑えないと、系列店はそういう方法で現実に残ってしまうというところがあるので、きょう現場のお話を伺っていて、確かにいろんなところで、僕らでも声はかけられます、程度の差はあれ。それがよそから来た来街者の方からみたら、何ていう嫌なまちなんやろうと受けられるのか。それから、案内所ができたので、そこはきちっと掲示するなりということ、行政で何ができるかということ、条例のてこ入れというか、県の条例が全てええか、四日市のほうがええのかということではなしに、一網打尽で、全てやめされるようなところまで持っていくというのが願意ですよ。そこだけちょっと教えてください。

○ 請願者（野村）

ありがとうございます。

早川委員がおっしゃるようにパトロール、特に警察当局によるパトロールの強化というのが一番実効性はあると思うんですね。この問題はこれだけやれば全部きれいになるというのはなかなか難しそうにして、関係者が総合的にいろんな局面から取り組まなければいけないんですけれども、実はここに書いていないんですけれども、行政当局に条例強化をお願いする、警察に取り締まっていたと、行政のほうに我々は請願だけしてお願

いしていますけれども、じゃ、我々はやることがないのかと。もちろん防犯パトロールはやりましたよ。だけど、もう一つ、例えば私のようなビルオーナーの立場ですと、店舗と賃貸契約を結ぶときに、契約条項の中にこういう県とか市の条例を違反した場合は契約解除の対象にするよといったような契約条項で結んでいたかという、今までそういうことはなかったんですね。いわゆるビルオーナー側の責任というか、ビルオーナーもまちの一員として客引き行為をするような業種、業態のものは入れないんだと。あるいは、そういったものはやめなさいと、やった場合は契約解除しますよといったようなことを今までやっていたかという、これはやっていなかったんです、実は。最近、私はやり始めまして、それで実際にそういうことをやっている店舗があればオーナーを呼び出して、誓約書も書かせてといったような、かなり強い行為まで少しやり始めた、やれることはやろうかなと思ってやり始めたんですけれども。ただ、そういう客引き行為を若干路上でやったときに、賃貸契約上の契約解除の条項に当たるかどうかというのも、これはまたちょっと難しいところで、実は非常にグレーでして、多分裁判で争うと僕は負けるんじゃないかなと思うんですけど、僕はもう負けてもいいからやろうと思ってそういうことも始めてみました。

このことは私のところだけじゃなくて、商店街のほかのメンバーにも集まっていただいて、各オーナーさんにこういう条項を入れていこうねと、少なくとも県の迷惑防止条例とか四日市市の条例に違反した場合はあかんよということは書いておこうということまで始めまして、それから、まちの不動産会社ってあるんですね、個別的には知っていらっしゃる不動産会社だと思うんですけど。そういったところにも来ていただいて、不動産会社は当然仲介するわけですから、そのときにそういうことをちゃんと書いていくように指導してもらおうとかいうことも最近少しやり始めました。これも実は余りやっていなかったんですよ、最近気がついたというか。不動産会社さんというのは、仲介業者さんは単にテナントさんを入れればいい話なのでそれだけだったんですけれども、やっぱりまちを環境浄化していく一つの役割、一員としてやっぱりそういうことも契約条項上にも入れていくといったようなことで間接的に牽制を図っていくとか、そういうような取り組みもごく最近ですけれども始めたところですよ。

そういったこともあわせて、いろんな各関係者ができることをやっぱりやっていく。早川委員がおっしゃるように、まちのほうも真剣さを見せて、警察当局にもこれはやっぱり取り締まらなあかんなということで厳しく取り締まっていただくというものを醸成していきたいなというふうに思っております。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

例えば野村さんがビルのオーナーやけれども、全てでそれが網羅できるかという、それは現実論として難しい。ただ、自分たちのまちを守るんだという姿勢を、立場からできることは何かないかということで努力をしてもらっているというのは本当によくわかるんだけど、現実論として、僕はやっぱり現場が一番大事やと思って。どれだけパトロールを強化しても、パトロールがいなかったらその間にまた出てくる可能性は否めないというふうに正直思っています。であるならば、業態を隠れみのにして系列店で誘導していくこと自体を、四日市のまちの浄化のために――これは立場や人によって違うかもわからんけれども――私はないまちにしたいなというところがある。そうすると、罰則として過料を科すのか、何が一番有効なのかという、僕は現場のパトロールを集中的に、本当にそこはマンパワーが大事やと思うんですけども、警察との協力が不可欠であって、バックにどこまで取り締まれる条例があるかということが第一義になってくるので、現場の商店街の皆さんの防犯協議会がこういう形でしてもらうのが一番ありがたいなのを逆にまた教えていただきたいという。例えば、こちらはこれで行けるよと言っても、いや、ここやったら抜け道あるよとか。現場の意見というのは一番大事やと思うんですよ。これが第一歩だと正直思っています。だから、根こそぎやっていくのか、あるいは健全なまちには必要悪も要るのかな――誤解せんといってくださいよ、認めているのではなしに――優良な飲食店さんが企業努力としてお客さんに接することとの境が非常に難しくなってくるころがあって、そういうことに我々も努力するし、誰も反対することではないんやけど、どの方向へ持っていくかというところで大きく分かれるころがあって、新たに規制するのであれば抜け道がないようなところも考えてみえると思うし、我々もそれに沿うようにいきたいなとは思っています。

○ 請願者（林）

今おっしゃるとおりです。この辺の取り締まりの中身なんですけど、やはりにぎわってもらうためにはいろんな人来てもらわないかんわけですからね。

ちょっと別になりますが最近の事例として、新聞等にも出ませんが、非常に悪質なケースがありまして、刑事の方2人が某所に泊まり込んで狙い撃ちして逮捕したというよう

な事例もあります。これは公に出ていませんので、そういうこともやってもらっていますので、非常に我々としても安心してるところです。

それから、もう一つ、防犯カメラですけど、ふれあいモールの中心の前に一つ、最近つけていただきました。大変抑止効果もあるし、あの辺、たばこの吸い殻等々もありますし、おそい時間にはやはりマッサージの客引きがいます。カメラを活用されているかどうかわかりませんが、ああいうのはプレッシャーになって非常にいいんじゃないかと最近思っております。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 請願者（野村）

ちょっと補足ですけど、防犯カメラの話が出ましたので、防犯カメラの今の状況ですけども、商店街には今54カ所、防犯カメラがついております。警察当局からの要請に応じて情報提供——必ずそういう形でしか出さないんですけど——しておりますけれども、平成27年が11件、平成28年16件、平成29年28件、平成30年22件、ことしになってからも既に10件とか、相当数、警察当局からも要請されて出しておりました。これは刑事事件に関する条例になっておりますけれども、あわせて、今、林会長がおっしゃったように、やっぱり防犯カメラがついていることによる抑止効果等々もございしますが、まち全体の可視化という意味では——54台と言いましたけれども——まだまだ漏れているところもたくさんありますので、カメラは最近少し安くもなってまいりましたし、個人情報を超えて犯罪の抑止効果でぜひ必要だという、いわゆる世間的な理解も深まってきたと思いますので、これから商店街とか自治会等々、この防犯協議会も実は防犯カメラをつけると補助金2万円、たかが2万円なんですけど出すといったような機能もやっておりますので、ぜひ防犯カメラはこの後もどんどんつけてまちの可視化に取り組んでいきたいと思っております。

それから、今回客引きということに非常にターゲットを絞っておりますけれども、実はまちの環境浄化からすると、客引きというのは一つの非常にシンボリックな取り組みです。これ以外に、もちろごみの問題とかいうこともあります。それから、客引きというカテゴリーに入らないかもしれませんが、きょうは女性の先生方もおみえになっていらっしゃる

るのであれですけれども、実は女性のスカウトというのも、客引きではないんですけれども、非常に女性にとってはうっとうしい行為なんですね。特に近鉄四日市駅から出てきたふれあいモールあたりには待ち構えていて、夜、若い女性をスカウトするという行為が、これは客引きではなくて、スカウトなんですけれども、これもやっぱり同じような行為として。だから、この中には勧誘という言葉も入っていたと思うんですけれども。こういったこともあわせて、全体としてまちの環境浄化、幾つか観点はありますけれども、やっぱり一つ一つ、どれも見逃すことはできないんですけれども、今回は客引きに絞って我々はとりあえず請願して、これをまず失くそうと。だけど、それだけで終わらずに、我々が取り組むべき行為はまだ幾つかあるんですけれども、今回は、この請願事項としてはまず客引きにターゲットを絞って、これだけはまず一掃できるような方策はないものだろうかということをお願いをしたいなと思います。こういった先生方の取り組みを通じて盛り上がってきますと、これはマスコミさんも取り上げてくれる機会がふえてくると思いますので、マスコミさんを通じた一般市民の多くの方のご理解もあわせてやっていきたいと思いますので、そういう方向に進むことを願っております。

○ 三木 隆委員長

他にご質疑は。

○ 笹井絹予委員

このパトロールなんですけれども、大体どのあたり、商店街全域をパトロールしているのか、部分的なパトロールの仕方をしているのかが一点と、もう一点は、例えば客引きとか勧誘が多いところは大体どのあたりかというのはあるんでしょうか。ちょっと教えていただきたいんですけど。

○ 請願者（林）

先生のご質問ですけど、当初、平成17年の11月に立ち上げたときには非常に広範囲にやっておりました。諏訪栄町、西新地、西浦公園あたりまでパトロールをしておりました。北へ行きますと消防署の前の通り——湯の山街道というんですか——あの周辺、それから国道1号の西側、この辺を当初やったんですけど、やはり場所が限られていますので、これは無駄だということ等々考えまして、現在は諏訪交番をスタートしまして東海道のほうへ

出まして、スーパーサンシの前あたりから西へ上りましてずっと諏訪の一番街を抜けまして駅前、そして近鉄百貨店の西へ行きまして、そして諏訪交番に戻ると、今のところこういうコースをとっています。時々変えるんですけど、その辺が一番中心じゃないかなと思って今やっているんですけど、余り無駄なところも、必要のないところへ行っても時間のロスもありますし、スタッフの人数も限られておりますし、今のところその辺を重点にパトロールしております。

以上です。

○ 笹井絹予委員

あと、そういう勧誘とか客引きが多いところというのは、大体どのあたりとかというのはあるのでしょうか。

○ 請願者（野村）

客引きが多い場所は、当局がプロとしてつかんでいただいているとは思いますが、一番数的に多いのはふれあいモールから一番街の商店街へ入っていくと、おもちゃのペンギンがありますよね、あのかいわいですね。若干その周辺もございますけれども。それからもう一本、プラトンホテル四日市を挟んだ交差点ですね。このところに主にたむろしているというのが一番多いかなというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご質疑もないようですので、質疑はこれで終了とします。

請願者の方は傍聴席へお戻りください。

理事者の方から何か補足説明はありますか。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

先ほど請願者の方からその趣旨をお聞かせいただきました。繰り返しになるかわかりませんが、確かに条例をつくった当時は、さっきもおっしゃって見えましたがカラスといいますが、いわゆる黒服というのは本当に目立って、いかにも、ほかのお客さんからも何あれはといわれるような状況であった。今はそういうのもなくなって、逆に言いますと、客引きをされておってもわかりにくい、お客さんからもわかりにくいというような状況があって、非常に商店街の方が苦勞されているということは十分今回の請願趣旨の中で理解をさせていただいています。

ただ、この請願の中にあります規制のさらなる強化とにつきましては、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、いわゆる「かりょう」という言い方も2種類あって、きのうもちょっと説明させていただきましたが、過料——字がそのまま過ち料ですね——という形と、科料、要するに罰則、刑事罰になるという形とではかなり制度も違いますので、やはり厳しくなる。今、市がキャバクラとマッサージに適用している科料のほうは、やはり検察庁と相当議論をしないといけなくて、なかなかそう簡単に制度をつくっていきまじすというようなことは申し上げにくいし時間もかかるだろうというふうに思っています。

また、国体もございますので、ほっておくというよりも、私どもとしてはやはり見回りの強化を警察当局と十分連携しながらやっていきたいというのが一つの考え方であります。

こちらの規制につきましては、やはり警察との連携を非常に密にしないと、そちらの考え方もございますので、そちらもあわせて進めていくということなんですが、ただ、警察のほうの協議というのは今後進めていく、ましてや検察庁もございますので、この辺について、いつまでにどうこうということはなかなか申し上げにくいですが、進めていく、検討していくということはできるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

次に、委員の皆さんから理事者への質疑があればお願いいたします。

○ 小川政人委員

今の科料と過料か、名古屋方式の過料であればすぐにできるんですか。

○ 山下市民文化部長

過料であれば、これは条例ですので、議員の皆さんが。

ただ、今の条例では、例えばキャバクラ、ホストクラブ、マッサージは科料での規制になっていますので、それを過料に変える、要するに、逆にいうと緩くするか、全体に2種類ができてしまうことになる、業種によって科料と過料ということになると、過料を払えばそれで終わるんだというような事例もありましたが、そういう形になって、どうも2種類できてても効果は余り変わらんのかなというふうに思っております。

○ 小川政人委員

パトロールを頻繁にやるというのもそうなんだけど、やっぱり根本的に条例がないと、パトロールなんかどれだけやったって何もならへんもんで、その辺のところで行くと、きちっと条例があってパトロールの強化があるんやというふうに思うんですよ。そのところをきちっと、両方、差があるという部分もあるんやろうけれども、国体までに何らか間に合うようなものをつくらんとあかんのかなとは思っています。

それと、もう一つは、市のほうで警察OBの職員って結構おるんやわね。最近物すごく警察OBの職員がおるんやけど、こういう場所には使われていないみたいな気もする、パトロールとかそんなのに使われておるのか、もっとそういうところに警察OBが要るのかなと思うんやけど、その辺ようわからんで、ちょっと教えてもらえるか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

委員おっしゃるように警察OBの方、保護課とか市立四日市病院とか、いろんなところに配置されていると思います。私どものほうも指導員というところで、昼の15時から23時半という勤務体制の中で、現状4名の体制になっていますけれども、おります。いずれも採用のときの条件といいますか、私どもですと15時から23時という枠で採用をかけておる中で、現状のところ、全体で何人という枠が、人事課というか、総務部から警察のほうにあって、私どもの枠としてはこれだけというところであって、それを再編するというのはなかなか、採用条件も違うところで、現状としては難しいんじゃないかなと理解しております。

○ 小川政人委員

だから、採用条件を変えて新しく採用してもらおうようにすれば、それはそれでやろうと思ったら簡単にできることだろうと思うんやけど、応募が来るか来んかは知らんけれども、そういう部分でもきちっと、普通の職員が見回りをしておってもそんなにあれやで、やっぱり警察OBをうまく使わせてもらおうということであれば、これに合った時間帯の採用枠というのを市としてもつくっていかんとあかんのかな。4人というぐらいでは数も足らんでしょう、ずっと回ってもらおうと思えばね。だから、条例の整備もきちっと、なるべく早くできるものをまずはつくらんと、難しいから難しいからというのをきちっとしようと思うと何年もかかるで、とりあえずはできることから、なるべく早くできることをやって、それに対するパトロールをきちっと、警察OBの人たちを採用してやるということは必要かなと、僕はそういうふうに条例と両方でやるべきやと思う。意見です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 太田紀子副委員長

さっきお願いいただいた皆さんが市役所の職員の皆さんも参加してもらっているということで、その報告というかその内容、そこから見えてくる問題点というのがあるかと思うんですけども、その辺、聞かせていただければ。

○ 後藤市民協働安全課課付主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

昨日の中でもありましたけれども、昨日お示ししましたような多い箇所というご質問がありましたけれども、条例が施行される以前はプラトンホテル周辺に部長が先ほど申し上げたような黒服の者が多かったということがございました。年数がたってきて条例の効果もあって、キャバクラ、ラウンジのものについては数が減ってきております。ただ、業種を変えて居酒屋とか、カラオケ、スナックも含めてですけれども、業種指定の外にあるものがふえてきておりまして、先ほど野村理事長からもお話がありましたけれども、ふれあいモールを出て信号を渡ってファミリーマートがあって、スターアイランド、郵便局があるところまでの交差点がありますが、そこの道の真ん中に、もしかしたら未成年がいるかもしれないけれども、若い客引き、居酒屋の客引きが以前のような黒服とかではなく、

また、メニューとかタブレットを持っているということでもなく、本当の私服で、歩いていくと近づいてきて声をかけると、今からどこへ行くんですかって、こんな店どうですかというようなものが多くなってきているというのが一つ大きな傾向で、若年化と服装が私服化しているということと、居酒屋を中心とした特定の店以外に幅広く複数の店舗を紹介するものがふえているというのが大きな昨今の特徴としてございます。

また、先ほどお話もありましたように抜け道というようなご指摘がありましたけど、資金力のある店はキャバクラ、ラウンジの系列でスナックとか他の業種の店も系列で持っているということで、店舗はスナックの名前で、最終的にはキャバクラに案内するというような実態があるというお話をさせていただいたところでございます。

客引きもリレー方式のような形で、実際には指導員の前で声はかけていないんですが、別のところで声をかけた者がもう一人仲介の者を挟んで、例えば、どこに今から誰が、何人のお客さんが行くのかというふうに言って、無言で引き継いでいくような形で、客引きの後ろに集団登校みたいにお客さんが3人ぐらい黙ってついて行って店まで連れていくと。ですので、指導したいというふうに思っても客引きをしている、キャバクラどうですかとか、今から飲みどうですかという言葉をかけている瞬間を指導員さんが見られない、指導員さんの前では無言で集団登校みたいに歩いて店まで行く者はおるけれども、実際にキャバクラどうですかという声がけを指導員の面前ではしないように、ラインなり携帯なりで今から何人のお客さんを連れていくからここで待っておってと言って、別の客引きが引き継いでいくというような事態も発生してきております。そういったものも含めて、一言で言うと巧妙化が進んでいるという点もあると思いますし、実態が見えにくくなっているということもございます。

無料案内所を使うということもありますけれども、無料案内所も数多く出ていますけれども、やっぱり無料案内所にみんなが行くということでももちろんありませんし、無料案内所の前ではうろうろしている人がいるとそっと寄って行って声をかけるというのは従来から、条例施行後も引き続きあるかなというふうに思っているところでございます。

最近の特徴は居酒屋がふえているということと、キャバクラについてはやり方自体がそういう意味での巧妙化というのがみられるというのが実態になるかと思えます。

以上でございます。

○ 太田紀子副委員長

いろんな部分で頑張ってもらっていても、これだけ巧妙化してくると。ただ、確かに後ろ盾というか、条例というのも必要ですし、やっぱり警察と回数というか、毎日のようにでもパトロールをする必要もあるかと思うんですけども、その辺で県と協議というか、もう少しパトロールを強化してくださいね、交番の人の数をふやしてくださいねというそういう要望は課として出されているんですか。

○ 宮原市民協働安全課長

要望というよりか話し合いですね、協議の場といいますか、この辺ですと四日市南警察署さんの所轄になりますもので、担当課のほうへは現状をお話しさせていただいたりとか、また、協力をお願い等をさせていただいておるところでございます。

○ 太田紀子副委員長

条例改正というと、三重とこわか国体までは難しいという話は理解しているところでもございますけど、やっぱり四日市に来てもらって、請願者の皆さんがおっしゃることもよくわかります、何というまちなんやろうと思われるより、いい雰囲気というか、いい印象を残して、また四日市に来たいね、個人的にと言われるぐらいのまちにする、やっぱりそのためにもぜひとも、条例の改正が無理なら何とかパトロール強化とか、そういった方向で。でも、今後条例の改正も考え合わせて進めていただけるように、私の意見でございますが、お願い申し上げます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

最近、反社会勢力も半ぐれというか、NHKでもこの間やっていましたけれども、敷居を低くして。でも、彼らの実態というのは、要はもうかるから、これがもうからなくなればやらないとなると、一つはそういうところに行かないこと。ちゃんとこの条例とか客引きというものを理解するという市民側の意識もありますし、それを意識させてくれるホテルであったりとか、出張で来ているのであれば企業であったりとか、例えば学生であれば大学でもしっかりと——今もやっておられるでしょうけど——さらにそういうところを利

用しないというか、そういうところにお金を流さないというのが、先ほどビルの賃借契約の話もありましたけれども、周りから埋めていくというのも効果があるのかなというのがありますし、一つは規制対象業種を拡大するという選択肢もやっぱりあるのかな。ただ、業種を拡大してもイタチごっこになるというのは予想されるんですが、でも、穴を少しでも埋める努力と、収入のところから塞いでいくというのをあわせて考えていかなければ、なかなかなくならないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

○ 宮原市民協働安全課長

今中川委員がおっしゃられたとおりだと思いますね。今回の客引きとはまた違うんですけども、このたびご審議いただいております犯罪被害者等支援条例のほうでも支援金という形で遺族の方等にお出しする支援制度がございまして、そちらのほうでは反社会的勢力等の関係がある方等には支給しないというようなことも現在考えておりまして、それで施行したいと考えております。そのような形で今委員おっしゃられたとおり、そのようにしていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○ 後藤市民協働安全課課付主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

なるべくそういった客引き等を利用しないようにというお話でしたけど、まず一つは、職員に対して、当たり前ですけど市の条例があるので、市の職員が客引きを通じて対象店舗に行かないようにというのは掲示板等で言うております。当然そういうことはないというふうに思っております。

二つ目、利用しないということと関連してですけども、指導員が指導すると、若い客引き等に注意、指導する中で、大学生であるということを言う者がおります。市内の大学には周知をお願いして、学校側とも協議をして、毎年、各学年のオリエンテーションの場で少し時間をいただきましてアルバイトをしないようにと。当然、アルバイトをすること自体は悪いことじゃないけれども、条例で禁止されている行為をしてはいけないと。居酒屋の内部の勤務はいいけれども、外で客引き行為をするようなアルバイトをしてはいけません、それは条例で禁止されていますよと。四日市市では氏名の公表等は条例にうたっておりますが、もし、例えば県の迷惑防止条例に著しく違反することになれば、将来就職

する際とかに自分にとってデメリットになることもありますよというお話等もさせていただいているところがございます。客引きのみならず、先ほどの居酒屋のたむろしているような、中には大学生も、男性女性とも多いと。ウコンのタブレットを居酒屋に販売しているような子の中にも大学生等がいて、そういった人がアルバイトで店舗への客引き、案内も兼ねているということも聞いておりますので、アルバイトをしないということも含めて周知を広げていきたいと思っております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ありがとうございます。

今のこの条例の中にも第3条で、市の役割等の中に市民等及び事業者に不当な客引き行為を防止する意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が推進する施策に協力するよう努めなければならないということで、これの実効性ももう少し上げて、今、大学でまずアルバイトでそういうことをしないということ、また、そういうところは利用しないというのも企業や——もちろん市の職員がそんなことをしていたら問題外ですけども——例えば市外からみえた方に対してもそういう案内を徹底するというのも大切な、もう少し実効性を上げるような取り組みというのもあわせてしていかなければ、なかなかならないかなというふうに思いました。

○ 三木 隆委員長

意見でよろしいですか。

○ 早川新平委員

条例は時間がかかる時間がかかるって、頑張ってやったら最短でどれだけかかるの。

○ 山下市民文化部長

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、科料のほうになりますと、要するに警察に今、身体を引っ張るといふ迷惑行為、そういった強引な行為については職種関係なしに県条例の規制対象でございます。それに対して、居酒屋という業種に決めて、客待ちとかそういうものを科料によって規制するという話になってきますと、検察庁との協議が必要

になります。ただ、先ほど申しましたように、市の条例で過料ということで規制する——たとえば名古屋市さんなんかは5万円の過料——こういったものであると、それは市の条例ですので別に検察庁との協議は必要ないと思いますが、そこで問題は、今あるキャバクラ、ホストクラブ、マッサージというようなものは料金の規制対象になっていますが、業種関係なしになると、これらの業種とほかのものを市の条例で分けるという話になると、非常にまた話がややこしくなってくるから、適用する現場ではかなり混乱するのではないかなということがあって、同じように料金にしようと思うとやはり時間はかかるというふうに申し上げているところでございまして、ただ、もう一つ、過料にしても、どんな業種、本当にそうしたら昼間、例えば何かの教室のティッシュを配るのも全部、どんなものも規制するのかと、そんなことまで多分やらなければいけなくなりますし、名古屋市さんみたいにティッシュは配ってもええのよという話になると、またそれもティッシュを配っておっただけやないかという話になって、そういう問題もあるということで、やはりこの辺のことについて、広げるというのは相当議論を商店街さんともしないとなかなか難しいということで、すぐにできるというふうには考えておりません。

○ 樋口龍馬委員

今、居酒屋、キャッチ、四日市で調べると、居酒屋のキャッチ急募、エリア、栄、金山、岐阜、名駅、四日市、完全歩合制、月10万円から40万円、16歳からオーケー、学生大歓迎、シフト自由、掛け持ちオーケーというのが出てくるんですね。こういう人らをまず根元も取り締まらなアカンでしょうし、それから、実際に店舗の入り口のところで、店舗名を出してやっている居酒屋さんもいるじゃないですか。あれ、三重県の平成18年の改正に伴うパブリックコメントの中で、客引き等禁止行為については、行為者の罰則はわかるけれども、さらに使用者、経営者や依頼者についても罰則を適用する両罰規定を設けるべきじゃないかという意見に対して、両罰規定よりも重い供与行為違反というのがあるので、そちらのほうが重たいから問題ないんじゃないかという見解を県警が出しているんですね。それであるならば、今の県の迷惑防止条例の中から引用してもらって、Tシャツに居酒屋さんの名前が書いてあるのもあるじゃないですか。店のほうに手を入れてもらうほうが近いのかなという気もするんですけど、そういうことというのは、県との調整は今まで図ったことはあるんですかね。

○ 後藤市民協働安全課課付主幹

両罰規定を他市町で実施しておるといふ状況は把握しておりますが、四日市市の条例について両罰規定を適用するかという視点で三重県警及び三重県と協議したという事実はこれまでございませんでした。

○ 樋口龍馬委員

四日市市の条例だけでなく、県の迷惑防止条例ね。四日市市の条例では居酒屋は取り締まれないじゃないですか。なので、県の迷惑防止条例に照らしながら、これは県の迷惑防止条例で店に注意勧告をしてもらわなアカんと。迷惑防止条例を改めて読み直すと7条中に、警官はこれをやめさせることができると、禁止できる項目がついているんですよ。であるなら、今の県の条例をもっとしっかり徹底していただくということで7条の項を適用すれば、今の困り事の半分ぐらいは片づいてくるのではないかという気もするんですが、市の見解はどうですか。

○ 山下市民文化部長

県条例につきまして、当然のことですが、警察さんにも今も一生懸命協力はいただいておりますが、その辺について、今こういうお願いも出されているということでございますので、さらに一層こちらのほうからもこういった問題があるということ働きかけていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

四日市市の中で起こっている問題なので、いきなり県が手を入れていくのも難しいところがあるのかな、四日市南警察署のほうから上げていくしか方向がない中で、この前、四日市南警察署の方ともちょっと話をしたんですよ、電話をかけて。そうしたら、ころよく思っている四日市南警察署の署員は一人もいないわけですよ、もちろん。何とかしたいという気持ちで警察もあると。けれども、なかなか踏み込めないところはあるよねというのが現場の声だという話を聞いていく中で、迷惑防止条例の対象にならないんですかという、条例解釈という話になってくると、なかなか現場での対応は難しいみたいな話もされていまして。

そういう中では、今回の請願を受けながら、もちろん四日市として先ほど来、委員各位がお話ししているような内容についてもんでいく、実効性を高めていくということとともに、県に対して議会の動きをつくっていくということも必要なのかなということ、これは私の意見の表明というような形にさせていただいて終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 笹井絹予委員

パトロールのときの服装というのはどういったもの、統一されたものなのか、本当にばらばらの私服なんですか。

○ 宮原市民協働安全課長

我々市の職員につきましては、同じ服装でもってパトロールしております。地区と合同でパトロールをさせてもらうときは、地区は地区でおそろいの衣装等で回っておりますので、見ていただければ一目瞭然かと思えます。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご質疑もないようですので、質疑はこれで終了といたします。

それでは、当請願について、討論、意見の表明等がありますか。

○ 小川政人委員

僕は、即効性を考えるんやったら、やっぱり過料のほうで規制して、県に対して刑事罰とかそういうものの強化をお願いして早くやるという、難しいことを考えすぎて何もでき

ないというのは効果がないと思うもので、僕は早くやれる方法を探って、それから県は県でそういうものを、2本建てで考えていったほうがいいのかと思うので、先にやれることを先やって、難しいことは県の条例でやってもらったらええのかなという意見です。

○ 太田紀子副委員長

請願者の人が話をされたいみたいなので。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 請願者（川村）

二番街発展会のきみちゃんら一めんの川村と申します。

きょうは貴重な時間で出席させていただいて、足ががくがくの状態でした。いろいろお話を聞かせていただいておりますし、また、こちらからも要望させていただいて、そのとおりなんですけれども、私、2年前から二番街発展会の会長ということをやつて、そういった防犯パトロールとかごみの問題とか、いろいろ参加させていただいております。特に、私、ラーメン屋でございまして、カウンター越しにお客さんと話をすると、県外のお客さんは本当に怖いというようなこと、それから、鈴鹿サーキットに家族連れで来た人たちも、夜のまちは余り歩けないねというようなことも本当に聞かせていただいております。

それから、先ほど、パトロールを強化すればいいんじゃないかということでございしますが、先ほど小川委員さんがおっしゃられたように、やはり何らかの形で、過料というんですか、そういうことは効果があるかなというふうに思います。というのも、私、会長をしておると、いろんなところから電話がかかってくるので、駐車違反をしておるとすぐ電話がかかってきます。それで僕は諏訪交番や110番に電話をして、あの車をどけてくれ、どうたらと言うと、大体駐車違反の切符を切っております。特にキャバクラとかの夜中というか朝方にかけてのマナー違反というのがかなりありまして、朝方5時、6時、7時ぐらいに行くと車がとまっておるといような状態があります。そういったときも、二番街発展会会長、何とかしてくれんかというような連絡もあつたりして、昼ごろ諏訪交番に相談に行かせてもらいます。そうすると、2回、3回、同じ車が駐車違反の切符を切られると、

やはりいなくなります。

それと、私、二番街発展会のメンバーの居酒屋の前でそういった客引きの方が、店にお客さんが入ろうとしたお客さんをキャッチして引っ張っていかうとしたんですね。それで僕は見かねたのでキャッチのボーイさんを連れて、おまえちょっと来いと、諏訪交番まで連れていくぞと行って諏訪交番でお話をさせていただいたこともあります。だけど、その人たち、賢いんですね。ただ注意で終わるとのことなんですね。だから、結局、パトロールをしておって何をしても、そのときは本当にいいんですけども、また、諏訪交番にその人を連れていっても、業種だけの指定なので全然、また怒られたわという程度で笑って、自分のかいわいで客引きをやっています。やはりそういったところを会長とか理事長に話をさせてもらおうと、こっちではもう無理なんだと、やはり業種じゃなくて地域で指定しないと取り締まることはできないんだというようなことでございました。

ということで、本当に取り組むのであれば何らかの形で罰金というような形できちっとやる。それから、防犯カメラも設置して、防犯カメラに写っておるから、あんた、すぐ罰金とられるよ、そこに立っておってええのというようなことが言えれば、なかなか立ちにくくなるんじゃないかなというふうにも思います。というようなことで、済みませんが、ありがとうございました。

○ 三木 隆委員長

採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

請願第6号「地域指定」を伴う客引き行為等禁止に関する条約改正・強化を求めることについては、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

〔以上の経過により、請願第6号「地域指定」を伴う客引き行為等禁止に関する条例改正・強化を求めることについて、採決の結果、別段異議もなく採択すべきもの

と決する。]

○ 三木 隆委員長

一旦休憩を入れます。再開は35分からで。

11 : 21 休憩

11 : 35 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、再開します。

○ 樋口龍馬委員

冒頭に失礼します。

商工農水部に入る前に、先ほど請願の採択がなされたわけですが、小川委員の意見の中にもあったように、なるべく早く動ける部分は早く動くというのは私も同じ気持ちでありまして、先ほどの請願の意見の表明としますというような加え方をさせていただいたんですが、議会としても動いていかなければならないのではないかなというふうに考えているところであります。

そこで、委員会の皆様に後ほどでもいいので諮っていただきたいんですが、意見書を知事、それから県議会、そして市長のほうに議会のほうから提出をしてはどうかと。これは発議者を私は各派代表者会議のほうがいいのかなというふうに思わなくてもないんですけれども、場合によっては産業生活常任委員会の発議でもいいと思いますので、ぜひ意見書の発議を検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 三木 隆委員長

その件については、別段反対するものではないですが、タイミング的にどの機会でもどの時期にどこでという部分が、また正副で打ち合わせた上で決めさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○ 樋口龍馬委員

正副一任で結構なんですけれども、希望といたしましては、できれば本議会の最終日に上程をするという形をとれば、先ほど請願者も質疑の中で、四日市市のほうが動きを出して、県に動いたほうがいいということであれば即時動くというような話をされてみえました。次の県議会までにそういった動きができれば変わってくるのかなというところもありますし、また、四日市選出の県議会の皆さんとの意見交換会の場所でも各派から人が出て行って意見の交換があろうかと思えます。その際の課題としても、リベラル21の提案で一つ私のほうでお願いをしまして、迷惑防止条例についてというところを書かせていただいておりますので、それまでに市民からのアクションや議会からのアクションがあると少し格好が変わるのかなという思いもございますので、タイミング的な部分に関しては一任いたしますが、希望といたしましてはできるだけ早くお願いをしたいということだけ申し添えさせていただきます。

○ 三木 隆委員長

わかりました。

○ 小川政人委員

今の話はそれでいいんやけれども、市は条例をつくることができるので、きょう来てみえた団体の意見を、即行で取り組んでいくのか、そういうことも意思統一をしてもらわんとあかんと思うんやけどな。野村さんなんかは知事の応援団やで、言うのは言うやろうと思うで、いいけれども、まず、なかなかできにくいものをつくろうとするよりもまず簡単なほうからいって、時間をかけてできにくいところをつくったらええのかなと思うで。一発でいかんでも、何段階かに分けて考えてもらえばいいと思う。樋口委員、その部分でいったらさ、話ができる人なんやろうで、また意思の取りまとめを向こうさんもしてもらわんと、きみちゃんら一めんがそうやって言ってきたで、あんたのところはまとまらんとできへんぞという話はしておいたで。

○ 三木 隆委員長

議論する時間を設けますので。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

○ 三木 隆委員長

これより商工農水部中、農水振興課、農業委員会所管部分についての審査を行います。

それでは、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、農水振興課、農業委員会所管部分を議題とします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

なお、午前中の部分は、この資料の説明のみとして休憩に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費（関係部分）

第4項 水産業費

第11款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費

食肉センター食肉市場特別会計

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

農水振興課長の石田でございます。よろしく申し上げます。

資料のほうは、タブレットのコンテンツ一覧の05、8月定例月議会、06産業生活常任委員会、004商工農水部追加資料のところでございます。よろしいでしょうか。

これの49分の29ページからが農水振興課になっておりまして、まず1枚めくっていただいて、49分の30ページをごらんください。

早川委員のほうから海岸保全事業の中身がわかるものということで資料請求をいただき

ました。

まず、このページは、磯津漁港海岸と楠漁港海岸の長寿命化計画の作成業務委託のものになります。

真ん中の計画書作成の概略のところを見ていただくとわかるんですけども、漁港施設を診断して、ここにあるA、B、C、Dの四つの段階に調査をします。このうち、Aの要事後保全対策というふうな診断をされたところは一定の何らかの改修等が必要なところということになりまして、一番下に対象施設というふうにありますけど、磯津漁港と楠漁港のこのようなところを調査しました。

それぞれの中身が、まず次のページを見ていただくと、磯津漁港の点検結果になります。磯津漁港に関しましては、AからD堤防の四つの堤防と三つの樋門について調査を行っております。このうち、吉崎樋門と磯津樋門について、下の黄色い丸がついているところがそうですけれども、ここがA判定、要事後保全対策が必要という判定になりました。実際、コンクリートの中の鉄筋のところの腐食が進んでいて、何らかの対策が必要であるという結果になります。これに関しまして、直ちに何か危険ということではないんですけども、今後改修なり何なりの対策計画をつくった上での改修を進めていきたいというふうに考えています。

それから、次のページ、32ページのところは楠漁港海岸です。

楠漁港に関しては、BからEの四つの堤防と二つの樋門について調査を行っています。樋門に関しては、開栄樋門、五味樋門、いずれも先ほどの磯津と同じで、コンクリート内の鉄筋のほうに腐食が発生しているということで、これも今後改修についての計画づくり等を進めていこうと思っています。

一番上のB堤防の一部でA判定という対策が必要という判定があったんですけど、堤防の一部が少し下がっていて沈下しつつあるという状況のところがあります。これについてはほっておくとそのまま沈下していくということが考えられますので、ことし、調査設計のほうを進めていて、これから対策をしていくというふうなことで今動いている途中であります。

それから、次のページ、磯津漁港海岸の保全整備事業です。

こちらは、磯津漁港のすぐ北のところにある砂浜の海岸、こちらの高潮対策のものになります。平成30年度におきましてはこの赤いところ、砂浜の養浜工をやって、この事業については平成30年度で完了しています。この事業はこれまで——一番下に黒い塗りつぶし

があると思うんですが——海岸堤防の補強、平成19年のころから始めまして、それから要浜工、それから、その上に海の中に少し黒いバーがあって離岸堤と書いてありますけれども、こちらの整備もあわせてやって、これ全体を磯津漁港海岸の海岸保全事業として進めてきました。

市のほうは漁港区域の中を管理していますので、縦の線が入っている左のほうは三重県の管理になっています。三重県四日市建設部と書いてありますが、ここでも同じような対策工事をやっていまして、同じ整備が既に完了しておりますので、磯津漁港海岸については、この対策事業については完了したということになります。

それから、次のページ、こちらは中川委員のほうから農業用取水施設の対策について、それから、今後どういうふうにしていくかということも含めてまとめてくださいということで資料請求をいただきました。

まず、農業施設というのは地域にある農道とか取水堰、それから取水ゲート、用水ポンプといったものがそうなるんですけども、それらは地元の農家さんが日々管理をやっているというものになります。もし何か改修が必要になった場合は、地元負担金をいただいて市のほうで改修工事、修理工事を行っているということなんですけれども、一番最初のグラフにありますように農業耕作者が減ってきております。農家戸数、兼業農家、自給的農家と書いてあるところは左の目盛りを見ていただくんですけども、このように減ってきております。専業農家——紫のところは右目盛りになりますけど——は少しふえてはおるんですけども、兼業農家の方、一部やめられている方がふえて、一定の規模の農家、専業農家さんに耕作は任されているという状況なので、実耕作者が減っているという状況になります。

したがって、今申し上げましたように、実際の管理であったり修理するときの地元負担というお金が、農家さん1戸当たり、かなり多くなってきている状況があります。

それに対応するというので、まず①市単土地改良事業地元負担率の見直しということで、これは去年も議会のほうにお示しさせていただいて、今年度から、今までは地元負担率は全工事費の10%を地元負担金としていただいていたんですけども、今年度から5%に軽減しております。

それから、その下、農業用取水施設の長寿命化対策、それぞれの施設は設置してからかなりの年数がたっておりますので、かなり老朽化が進んでおります。したがって、今後の管理をしていただくにも現状を把握していくということが必要だと思いますので、次のペ

ージ、一番上に行っていたかと、記しましたけれども、各施設の点検を市のほうで行おうということで、ことしからやっております。ただ、市内には785カ所の井堰、ゲートがありますので、比較的規模の大きなもの、もし改修となればかなりの金額が見込まれるようなものを抽出して診断を行おうと思っています。ここにある固定堰37、起伏堰47、ゲート8、合計92カ所のうち、今年度は主に固定コンクリート製井堰33カ所の点検をしております。残りは来年度する予定です。

診断結果は地元のほうにお返しさせていただいて、今後の改修とかそういうふうなめどの参考にさせていただこうというふうに思っています。

それから、③多面的機能支払交付金制度、これは国の制度なんですけれども、こういった地元の施設の維持管理の活動において、国のほうで活動費を支援するという制度があります。多面的機能支払交付金というんですけれども、対象のところに書いてありますように、地域で行う水路、農道等の維持管理活動とか軽微な補修、こういったものを地元で行う場合は国のほうから一定の交付金が出ます。交付単価、10a当たり、田んぼで3000円と書いてありますけれども、農地維持支払、資源向上支払、二つあるんですけれども、基本的なベースの活動、それから、少しステップアップしたレベルの高い活動というふうに分かれています。基本的に地元で行う水路の清掃であったり簡単な維持管理ということに対しての支援になります。

国と県と市で負担をしているわけなんですけれども、これを現在市内では今年度45組織に活動していただいています。ただ、これも星印のところに書いたんですけれども、これは地域の活動を支援するものなんですけれども、そもそもの取り組み主体の組織化、これができるところもあれば、なかなか難しいところもありますし、当然国の事業ですので、こういう維持管理の計画をつくらなければいけないし、活動したらきちんと記録もつけていかなければならない。こういったところが会員さんも高齢化しておるといふことと、事務処理も幾つか必要ですので、そういったところができる人のなり手が少なくなっているといふことで、活動数は減りつつあります。平成30年度までは51組織が活動していましたけど、今年度は45組織に今はちょっと減っているという状況です。

こういったことも踏まえまして、やはり基本は地元の施設になりますので、地元でそういう維持管理ができるベースとなる体制づくりをやっぱり支援していく必要があるだろうといふことで、④地域農業づくり支援対策として、ことしからこれは取り組んでいます。

2段落目に書きましたけれども、人・農地プランなど、地域農業のあり方について、基

本的な計画を策定して、特産品づくりとか農地の集積とか施設の管理体制づくりをしていくと、こういったところを支援していこうというふうに考えています。交付単価としては、市のほうでは交付単価のところに書いてありますように、地域で新規に集積する農地面積10aあたり1万円、これを出そうと。当然そういう体制づくりをしていくときは農地を維持していただかなきゃいけないので、できなくなった方が一定のできる農家さんに預けていくというところもあわせてやってほしいということでこういった仕組みづくりをして、ことしからその基礎活動ができる環境づくりをやっていこうと考えています。

一番下にちょっと書きましたけど、こういったことを踏まえて、今後、地域でまとまった営農計画をつくっていただいて計画的に農業施設の維持管理を進めていってほしいと。そのためにその計画に基づいた維持補修に対しては、例えば一定の特別枠を設けるなどして少し支援を手厚くするような方法を今ちょっと考えておりました、それは来年度以降の事業に何とか組み立てて反映させていきたいと、そういうふうに考えています。

私からは以上です。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

食肉センター・食肉市場長、森田でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうにつきましては、樋口委員より、食肉センター、食肉地方卸売市場の現状とどうか、組織づくりと組織体制ということと、あと、三重県畜産公社の役員さんのことについてということで、2点いただいております。

資料につきましては、先ほどの続きの49分の36からごらんください。

まず、食肉センターの概要ということでまとめさせていただいております。こちらでございますが、昭和58年9月に現状の四日市市の食肉地方卸売市場ということでありまして、現在に至っておるという状況でございます。施設の開設者は四日市市でございまして、卸売業者としましては、株式会社三重県四日市畜産公社がこのときに設立いただいて、今運営をいただいております。

こちらにつきましては、資本構成でございますが、県、市、生産者団体、あと、食肉業界が4分の1ずつの出資をいたしまして、資本金1億円ということで設立をしております。

昨年の取り扱い実績としましては、その下に表で明記してございますような過去5年間つけておりますが、こういった実績でございます。

こちらの実際の現状の組織でございますが、代表取締役兼会長ということで1名おまして、常務取締役という形で、役員総数としましては12名、従業員としましては約70名の組織でございます。

これ以外に買受人さんとして、今74名の登録がございます。

あと、関連機関といたしましては、こちらに食品衛生検査所と日本食肉格付協会がうちの事務所のほうに入っております。

大まかな概要はこれでございますが、次ページの38ページのほうをごらんください。

食肉市場の取引概要ということでございますけれども、食肉の流通につきましては、市場取り扱い分と市場外の取り扱い分ということで二つに分かれておまして、大きくは市場取り扱い分——これはせり、相対等を行うものでございますが——につきましては、生産者から豚なり牛が出荷されまして屠畜をいたしまして、卸会社さんのほうでせりをしまして買受人さんに買っていただいて、各スーパーのほうへ回って消費者のもとへ届くという形でございます。あと、屠畜のみ公社のほうで行いまして、食肉取扱業者さんのほうが食肉の販売等を行っておると、この2パターンがございます。

続きまして、39ページをごらんください。

三重県四日市畜産公社の役員ということでございます。こちら、括弧書きのほうに定款のほうから抜粋をさせていただいておりますけれども、先ほど申し上げました資本構成、県、市、生産者団体、食肉業界、各4分の1出資しておりますので、こちらのほうから任期满了に伴いまして取締役の推薦依頼ということでございまして、各出資団体から取締役の推薦を提出いただきまして、株主総会にてその中から取締役候補者を選任しまして、中で代表取締役を決めていくというふうな工程になってございます。

ちなみに、下に過去の役員人数でございますけれども、米印が代表取締役になっておるところでございますが、設立時は食肉業界のほうから代表取締役を出していただいておまして、平成17年から市のOBを含むということで、こちらのほうが代表取締役ということで出ております。一番下に合計数字がございます。こちらが取締役の人数の推移でございますが、定款にもございますように、取締役が3名から10名、監査役が3名以内ということで、現在、令和元年6月からでございますが、取締役が10名、監査役が2名ということで現在に至っておる状況でございます。

説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

質疑に対して、今からお昼の休憩を挟んで13時から再開したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、13時再開ということでよろしくお願いします。

11:55 休憩

13:00 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、午前中に引き続いて質疑を行います。

まず、追加資料の3件について質疑がありましたらご発言願います。

○ 日置記平委員

コンクリートの中の鉄筋の腐食というところ、ちょっと教えてくれる。普通、コンクリートの中に鉄筋が入っておるのや。やっぱり腐食するのかなということと、腐食するのやろうなど、そういう表現があったから。その腐食をどうやって調べるんやろうか。レーザーで調べるの。外から見えへんで、コンクリートを割らんと。

○ 三木 隆委員長

どなたが。

○ 三輪農水振興課課長補佐兼農水畜産係長

農水振興課の三輪でございます。よろしくお願いいたします。

コンクリート内の塩化物イオン濃度を調べまして、その濃度から、どれぐらいの濃度になると腐食が始まるという文献がございますので、それと分析結果を比較して、一定の数値以上になれば腐食が進むと判断しております。

○ 日置記平委員

その文献には何年ってあるんでしょうか、その耐用年数が20年とか30年とか。そんなもん、あるのかね。

○ 三輪農水振興課課長補佐兼農水畜産係長

コンクリートとしては50年になっています。

○ 日置記平委員

基準は50年。

○ 三輪農水振興課課長補佐兼農水畜産係長

はい。

○ 日置記平委員

なぜこのところに興味を持ったかという、内部川が、いつやったかの台風のときに小古曾の農業用水を引き込んでおるところが崩れてしまったことがあるの。それで関心を持ったわけ。まだあるんですよ、その上流にも。地域からそんな要望も出たことがあって、内部川は、少し環境が違うけど、でも農業用水をそこから取水しているので、何カ所か。それでちょっと心配したので、関心があって尋ねたんです。

これから鋭意、内部川の全体、塩浜に至るまで何カ所かあるので、そのところは、また一遍調査をしてもらって、今後の想定外の台風が来たときに、農閑期ならいいけど、農繁期に、ごそってやられちゃうと、今の千葉県 of 台風みたいに、ああいう農業被害が起きることもあるので、これは担当部局、課としては、この堰はあと何年ぐらいというのは、予算がないときに耐用年数が切れておったらえらいこっちゃやなということではいかんのか

で、その辺のところは十分チェックをしておいてください。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

先ほど、農業取水施設の老朽化対策の中でも、比較的規模の大きな取水堰になるんですけども、これは、今、点検を始めていますので、まだそこで何か問題箇所がありましたら、また地元のほうに、情報は伝えさせてもらうように考えています。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。俺も磯津漁港と楠漁港の長寿命化計画書作成業務委託やけど、業務委託やで、作成において計画を立てるというのは、都市整備部にも関係あるのかなと思うたんやけど、農水振興課できちっと設計をつくってやっておるという意味でええのかな。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

これ、長寿命化のための計画ですので、例えばこれについてはこういう関係があるので毎年単位で点検をしなければいけないとか、そういう維持管理の計画みたいものがあって、また、その補修とか、直さなければいけないというところは、また別に、今の樋門をこれから直していかなあかんという部分については、また別にそれ用の設計なり計画をつくっていく必要があります。

○ 早川新平委員

それは、農水振興課が作成をするということか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

漁港に関しては、市のほうで管理していますので、ここの範疇においては農水振興課でやっていくことになります。

○ 早川新平委員

漁港を管理するのはわかっているのやけど、そのところで業務委託でそこまで、設計までそこでやるのかなというのが一つでお伺いをしたのと、それから、これ、平成29年度

で470万円、ずっと、これ、3年になるのかな、平成29年、平成30年、平成31年。総事業費やろう、これ。2143万3680円って事業費が書いてあるのやわ。内訳として、平成29年度は470万円で繰り越しで1673万円、そしてというので、これ、3年計画なんかなと思っておるのやけど。

○ 三輪農水振興課課長補佐兼農水畜産係長

ももとは平成29年度事業でございまして、一部、調査に時間を要したものですから、平成30年度に繰り越しをさせていただいたという事業でございます。

○ 早川新平委員

僕は最後にします。

単年度で全部できるわけやないので、予算もあるやろうけれども、これはアセットマネジメントやわな、長寿命化というのやで。そうすると、ああ、そうか、ここではそこまでしか言えやんのや、この楠漁港とか港部分しか。堤防のところは別やでな。わかりました。ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

耐震はどうなの。

○ 三輪農水振興課課長補佐兼農水畜産係長

あくまでも今回の業務委託は長寿命化計画でございまして、耐震化までの調査は行ってございません。

○ 小川政人委員

長寿命化というのやったら、耐震もしておかんとあかん。地震が起こって壊れたら、何のための長寿命化や。そんなもの、全然変えないかん。

○ 三輪農水振興課課長補佐兼農水畜産係長

あくまでも今の施設が機能するかどうかというところの点検でございます。

○ 小川政人委員

だから、施設が機能するかせんかもいいけれども、南海トラフ地震が来るとか何とか言われておるのに、耐震、大丈夫なのかという、やらへんのか。三重県管轄の富田漁港なんか、耐震、きちっと直してやっておるのに、港は市の管理やとっておいて、耐震も全然やらんと、それで済ましていくのか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

おっしゃるように、耐震の必要性は感じておりまして、四日市でも港湾区域では、一部そうやって対応が進んでいるんですけども、漁港区域というのは、なかなか進んでいないのが実情ですので、それは今後意識して対応はしていこうというふうに考えていますけれども、今のところ、まだ、いつどうするかという計画までには至っていません。

○ 小川政人委員

そういうなら、富田港は漁港と違うのかね。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

あそこは四日市港管理組合のほうで管理をしています。

○ 小川政人委員

だから、管理をしておるけど、漁港やけれども、四日市港管理組合は自分のところの管轄はきちっと耐震しておるやんか。そんなら三重県と比べて財政豊かな四日市市が、そういう耐震もようせんと、コンクリートに穴があいておるか、ひびが割れておるかって、そんなことで長寿命化とか、それから安全・安心なんて言えやんやないか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

確かに漁港という機能はあるんですけども、その管理とか、計画は、四日市港管理組合のほうでしていただいておりますし、市のほうでは、あそこは対象になっていないと

いう状況です。

○ 小川政人委員

磯津も県が耐震とかやるのか、どっちなんや、はっきりしてください。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

磯津漁港と楠漁港については、市の農水振興課が管理をします。

○ 小川政人委員

だから、農水振興課の管轄なんやったら、耐震もせなあかんやろうと言っているのや。県でも耐震をやってきておるで、だから、県はまだ南のほうに余計注意を払っておるけれども、富田港でもきちっと耐震をやっているのやから、それ、せっかく調査するのやったら、そこもきちっと調査をして、耐震もせんならん。中途半端過ぎるのや、仕事がな。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

耐震についても今後対応していこうと思っていますので、そこはきちんとまた計画をつくっていききたいというふうに思います。

○ 小川政人委員

思いやられるけど、はよしてくれな。

○ 早川新平委員

小川委員、もろうてよろしいか、それ。

今、小川委員が指摘したのは、僕らは最もやと思っておって、せっかくアセットマネジメントをやるのなら、こういう指摘があって、危惧もされておるのなら、同時に僕はやるべきやし、その方がコストは安くなっていくと思うのやわ。別個でまたやるというよりはな、現実。

だから、この間も質問をさせてもらったときでも、四日市の岸壁全部、耐震はあらへん のや。高潮対策をやりましたというだけで、揺れに対する対策は打っていないんです。もう近い将来、南海トラフ地震の発生が危惧されておることもわかっておるのやったら、一

遍にはできやんかもわからんけれども、同じ機会でここに乘せていくべきやと思うのや。そのほうが逆に安くなるというか、高い安いはともかくとして、合理的にするというところをな。

例えば予算が足らんのやったら、自分の管轄の港だけでも、やっぱり予算要求していつてやっていったほうが、市民は費用対効果が高いということを指摘されておるので、それは猛省してほしいなという、意見というか、それとも理事者側のほうでこの委員会の意見をいただいて、今後の農水振興課としてはどういう形でやっていくかということを考えてほしいわ。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

そういう危険性は叫ばれていますので、対応はこれからしていこうと思います。ただ、今回の長寿命化と耐震は、またちょっと視点が違う調査になりますので、ただ、それでも今回はしておりませんから、それは至急計画づくりをして、またお見せできるように努力したいと思います。

○ 中川雅晶委員

ちょっと決算であれなんですけど、土地改良事業と、それから多面的機能支払交付金事業、これはまだ平成30年度は10%のときの決算ですので、今年度5%で、どういうふうに推移していくのかって、まだはっきりとは出ていないんですけど、ただ、今回、資料の中にいろいろ問題点というか、その前に取水ゲート等の井堰とかというところもリスクの高いところをまず調査してもらっている。それから、あわせて地域農業づくりというところに支援をして、こういうところに手が入るように支援していこうという方向性は追加資料でよくわかりましたので、ぜひその辺の部分をつなげていただきたいなと思うんですが、10%から負担を5%にして、それはこういう、要は土地改良を促進しているのか、いやいや10%から5%にしてもさほど変わっている状況ではないのかというところは、感覚としてまだ決算では出てこないと思うんですけど、というのはどうでしょうかね。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

この負担費の見直しをする前に、全体のそういう取水施設を持っているところにアンケートをとったんですけども、その中でも、老朽化をして改修は必要だということはわか

っているけれども、負担金も高額になって、なかなか手を出せないというところがありましたので、今回どこまでそれが解消されるかわかりませんが、5%になるのだったらちよっと修理を考えようかというところの動きはあるようには聞いております。

○ 中川雅晶委員

そういうところもしっかりと検証していただいて、なおかつここにあるように、特に地域農業づくり支援対策とかというところに施策的に予算化するなり、また、せっかく調査いただいたゲートとか井堰とかというところも予算化していただくように、次の予算に盛り込まれるようにぜひお願いしたいなと思いますので、その所見だけ伺っておきますわ。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

一番下にもまとめさせていただきましたように、その計画づくりをしていただいて、次のこのステップの支援策というのは、まだ具体的にこういう方向でというのはないんですけども、そういったメニューをこしらえて、少しでも地域で、改修とか何かが進むようには加えていきたいと思っています。

○ 中川雅晶委員

ぜひ、この体制づくりと、それから予算化と連動するように、ぜひ分科会長報告等に盛り込んでいただきたいと思います。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

追加資料、ありがとうございました。

食肉センターなんですけれども、確認をさせてください。

多分、この平成16年までの間に何がしかのことがあって、平成17年に移行期間を経て、その後はOB職員を含む市職員の方が代表権を持って経営をしているということなんだというふうに思います。これ、人事に対して異議が出たりということも全然今までなくて、しゃんしゃんで決まってきているんですか。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

食肉センター、森田でございます。

それは株主総会でということでございますでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

そういった段階から。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

ごめんなさい。そういった中では、特にそのときにということは聞いておりませんが、ただ、その経緯としまして、生産者がみえて、出荷されるものがありまして、当然買われる買受人さんがみえてという中でのバランスが非常に大事かと思っております。以前、設立しました当初は、当然食肉関係者の方、要は買われる側ということで、お肉屋さんの力のほうが強いということ——言い方は語弊があるかもしれませんが——ですと来ておったら、なかなか生産者の側からもいろんなご意見が出てくる中で、やはり中立的な立場で見ただけのところは頭になっていただいたほうがどうなんやというような経緯があったということは伺っております。

○ 樋口龍馬委員

公社ではありますけれども、外には出しているわけですから、どういう形がふさわしいのかというのは、常に議論はしてほしいなというふうに考えるところであります。今のところは、一本化、絞って、株主総会に諮っていくときには、疑義が出たり、異議が出たりということではなく、粛々と総会は進んでいるという理解でよろしいですね。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

さようでございます。

○ 樋口龍馬委員

はい、結構です。

○ 小川政人委員

業務に精通しておる人が社長になるのか、全然今度のなるような人は、うわさでは何もこの業務に詳しい人じゃなさそうやと思っているのやけど、どうなんですかね。それはどういう選考基準で選ぶのか、会計に強い人を選ぶのか。

○ 荒木商工農水部長

原則として、やはり小川委員おっしゃられたように、業務に精通しておる方で、行ってもらえる意欲のある方にお声がけするというのが、これ、私どもからお声がけというか、総務部局ともタイアップしまして相談をしておるということでございますが、例えば、今現在私どもで推薦したのが、原田社長と倭常務になります。多分、委員おっしゃっておるのは倭常務が新たに行ったことのご指摘やと思います。まだ社長というわけにはなかなか、やっぱり特殊な知識、スキル等が必要でございますもので、そこまではなかなかいきなり社長ということではなく、常務として、今、任務に当たっていただいておりますのでございますもので、今後どうなるかというのは、また役員会等において決定されることかなというふうには考えています。

以上でございます。

○ 小川政人委員

根回ししておるのと違うのか、いいかげんなことを言うたらいかんやろう。もう社長候補と聞いておるで、俺は。そうすると、やっぱり業務に精通した人、そんなことも選んでいったほうが僕はええと思うのやけど、俺に権限はあらへんで、あかん言うてもあかんけれども、そこはやっぱりきちんとしておかんと、何でも市のOBやったらええという、部長OBやったらええというわけではないと思うで、そこはきちんとしておかんとあかんと違う。

○ 荒木商工農水部長

当然のことながら、原田社長に関しましては、もう10年間やっていただいております。11年目に入ることやと思いますが、結構もう長いというようなご意見もいただいております。その中で、やっぱり倭さんも行っていただいている以上、次の候補の一人としては当然のことかとは思いますが、まだ現在、必ず倭さんのほうが社長になるという

ことは全然決まっておきませんもので、今は常務として一生懸命業務に当たっておるといふふうに拝見してございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

今は決まっておかないと言っているけど、なったらどうするのや、ならへんというのならならんでいいけれども、なったらどうしてくれるんや。だから、そういうことを言わんとということ。これはもう、その件はやめるけど、屠畜数というのがありましたよね。

これで、豚は、屠畜数と取引頭数と余り差がないんやけど、牛は、屠畜数と取引頭数と極端に違うのやけど、これはどういうことかな。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

森田でございます。

牛につきましては、こちら、38ページのほうの資料にもちょっとつけさせていただいたんですけれども、市場の取引外ということで、食肉取扱業者様のほうからの屠畜のみという形が、約4000頭の内訳のうち3000頭ほどございまして、それで数字が大きく変わってございます。

○ 小川政人委員

そうすると、取引外ということ、手数料が入ってこないという話の世界ですか。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

屠畜の手数料自体は、公社さんのほうに入るのでございますが、一番公社のほうの収入源といたしております取扱金額の3.5%の手数料が、小川委員が言われるように入ってきてこないという現状でございます。

○ 小川政人委員

そうすると、入ってこないわけやけれども、なぜそんな、手数料、入ってこんのにどうして含めるの。生産者から直接、業者に渡るだけで、うちは取引ないわけやわな。例えばその卸売市場やったら、出荷者がおって、生産者、取引して、仲卸なり何なりに出て行

くんやけど、小売業者に。そこで手数料が発生するのやけど、今言うとする約3000頭の取引の手数料は全然発生していないということなんやわな。もらっていない。違うのか、考え方、違うか。

○ 北住商工農水部理事

理事の北住です。よろしくお願いいたします。

小川委員ご指摘のとおり、市場は通っていませんので、市場取引の手数料は入っていません。ただ、あくまでも屠畜場と市場というのは、別のものがございますので、屠畜場は屠畜をして屠畜の手数料はいただいております。それで持ってきたものを屠畜だけして、お持ち帰りをするというような、そういうのが過去からの経緯でございますので、それについては市場には通さずに、市場取引手数料は入らないという形です。

○ 小川政人委員

そうすると、屠畜料が市場取引の屠畜料と市場取引外の屠畜料とは金額はどうなっているのや。

○ 北住商工農水部理事

それは同じでございます。

○ 小川政人委員

俺、屠畜料というのは、実際のお金よりもずっと安い金額で屠畜しておると思っっているのや。そうすると、手数料も入ってこんのに、何も入ってこえへんのに、屠畜料だけえらいサービスしているかなと、それが大体4分の3あるわけやんな。そんなのおかしいんと違うか。

○ 北住商工農水部理事

この件についても以前にご指摘いただいたことはございます。ただ、この屠畜営業権というものにつきましては、過去からの古い歴史的な背景もございますので、なかなかすぐに解決できないというような、そういう状況もございまして、今現在もまだ屠畜だけして持ち帰りというのが続いているというような状況でございます。

○ 小川政人委員

でも、何十年ってこういう習慣でずっとやっておるのやわな。市からの繰り出しも入っているのやわな。だから、その辺、やっぱり税金、使っているのやから、少しずつでも改善をしていかんと、手数料も入ってこんのに屠畜料だけ大幅に値引きしてあるというのは、まるっきりおかしいと思わへんのやな、あんた方な。もうやめておく。直さなあかんですな。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

関連。今のところの屠畜頭数が5年前と比べると2割強減っておるのやわな。これ、何か原因があるのか。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

森田でございます。

屠畜しておる牛、生産されておる牛の量が全国的に減ってきておる、特に、これは和牛でございますが、こういったものが減ってきておるといふ傾向は確かにございます。

○ 早川新平委員

ということは、これ、四日市だけなのか、全国的なのか。

○ 森田農水振興課副参事兼食肉センター・食肉地方卸売市場場長

傾向といたしましては、全国的にというふうに聞いております。

○ 早川新平委員

今、小川委員が指摘したところとは少し次元が違うところなので、豚のほうは頭数的に逆に微増というところで、余りにも屠畜頭数が1300頭ぐらいは減っているので、それでちょっとお伺いしたんやけれども、ここのところって非常に難しいところが、畜産公社は難

しいところがあるので、僕らは数字しか扱えないので、だから、これは全国的に減っているからいたし方なしという形なのか、それとも四日市特有で、そんなにここまで顕著に牛が減っているとは私は実感として思っていないのやけど、現場における皆さんは、この数字にあらわれてくる現象というのをどういうふうに捉えているかだけ教えてください、今後のことも含めてな。自分らで努力して、本来なら畜産公社へ入ってくるやつがよそへ行っているとか、そういうことも、予測は勝手な推測なので、見解があったら教えてください。

○ 北住商工農水部理事

先ほど説明しましたように、やっぱり牛の飼養頭数が減っているというのは事実でございますし、もう一方で、委員おっしゃられたような四日市を選ばずにほかのところへ持って行ってしまっているというのもあるということも事実でございます。あくまでも高く売れるところへ持っていきたいというのが、生産者の気持ちもございますので、そういった傾向もないことはないんですけども、できる限り集荷する努力は公社さんのほうでもやっただいておりますので、牛、豚について生産者のほうへ回って、四日市へ持ってきてもらうというような、そういう努力も続けながら運営をしていただいておりますというように、そういう状況でございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 樋口龍馬委員

資料、違うところでいいですか。

○ 三木 隆委員長

いいです。

○ 樋口龍馬委員

追加資料以外の部分で、ページ数が部局別の86分の66、治山森林関係事業中、里山竹林環境保全支援事業費補助金、こちらが平成30年から新しくできた予算で、額としては大きくないんですが、200万円という額がついて、上限50万円で募集をかけたところ、124万

5000円ということで、おおむね75万円程度が不用額ということになってこようかと思いません。

新設の予算ですので、できれば不用額ゼロが望ましかったのかなというふうに考えるところでもありますけれども——全ての事業は不用額ゼロがいいんですけれども——まあまあ、中でも新規の事業ですので、このあたりって使いにくくて使い切れなかったのか、もともと申し込みとしては50万円満額使うつもりで4件の申し込みがあったけれども、その決裁額が下がったのか、そのあたりどうですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

これはもともと200万円ということで、一応想定としては、上限50万円の4団体程度あるのかなということで、そういった予算を組ませていただいたんですけれども、実際には3団体だったと。想定する金額が減ったのかということですが、それは減ったところもあれば、ふえたところもあって、どちらかというわけではありません。

それから、使い勝手に関しては、まだ始めたばかりということもあって、利用していただいた方々については、今までなかったことだから十分活用していただいていますけれども、これが広がっていくかどうかというのは、また使い勝手という問題が出てくるのが一つと、もう一つ、これは農業取水施設のところもあったんですけれども、そもそもそういう活動ができる団体も育成していく必要がありますので、そのあたりも踏まえて今後の展開をこれから考えていく必要があるかなというふうには思っています。

○ 樋口龍馬委員

これ、実施主体が桜町南自治会を一つ事例として上げていただいて、あと2件あって、計3件ですよというような決算の報告になっているんですけれども、ほかの2団体というのはどんなところだったの、自治会さんだったんですか。

○ 三輪農水振興課課長補佐兼農水畜産係長

もう一団体は自治会さんになりますし、もう一団体はNPO団体でございます。

○ 樋口龍馬委員

差し支えなければ教えていただけると。

○ 三輪農水振興課課長補佐兼農水畜産係長

小山町の自治会さんと、もう一件が山之色一色のほうで活動していただいている山一里地・里山クラブさん。

○ 樋口龍馬委員

多分、うちの会派の若い衆が、これ、大分熱心だったもので、あえて桜町というふうにしていただけたのかなと思ったんですけども、まあまあ、やはり新規でやるからには、満額を使えるよう、もう一件欲しかったですね、正直なところ。もう一件出なかったのか、仕様の問題で出にくかったのか、そういったところについても検証いただきたいと思うんですが、鋭意集めていただけたとは思いますが。これ、不用額200万円でそのまま上がってきたら、また一般質問とかで言わなあかんもので、大変やったというふうには思うんですけども、募集はどういうふうに行ったんですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

地区市民センターを通じて——もともと自治会とかの情報がありますので——そちらから周知をしていただいたのがメインです。

○ 樋口龍馬委員

引き続き、こういった事業を続けていただいても思うんですけども、お金を使って整備しました、それが運用して、グリーンパーク岡山さんみたいにきれいにやっていってくれると一番いいですよ。グリーンパーク岡山さんは、これ、欲しいと言わなかったんですか。

○ 三輪農水振興課課長補佐兼農水畜産係長

聞いてございません。

○ 樋口龍馬委員

ぜひ既存で里山を回しているところにも、こういうのができたよということは改めてお伝えしていただいて、その中で、例えばこういう仕様だったら使いやすんだけど、みた

いなことも聞き取っていただいて、新規で里山保全に動いているところだけじゃなくて、熱心にやっているところにもちょっと手が届くようにしてあげてください。

以上です。

○ 早川新平委員

平成30年8月定例会議会の決算の中で指摘しておく集約意見のところでは2点、農業センターと農業用取水施設の集約意見というところがあって、最初に取水施設、先ほどの取水施設の維持管理体制が危機的な状況にある中で、地元負担率の見直し等の対応について、今年度からでも着手すべきという集約意見、昨年に指摘されておいて、ことしの対応状況として、先ほどもちょっと報告があった、地元負担率が10%から5%に減ったという説明がありました。

これは協議をしたのか、それとも行政側から勝手にというか、下げるというようなことをしたのか、協議をしたかどうか、教えていただきたいです。従事者数が減ったからというような説明が冒頭であったんやけど。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

当初予算を審査する際に、協議会だったと思うんですけども、こういう方向で進めていくということをお示しさせていただいたように記憶をしています。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

もう一点は、農業センターについては、存在意義があれば明確に示すべきであるし、示すことができなければ廃止も含めて検討すべきという集約意見が昨年あったんやな。ことしとしては、具体的な運営についても検討していくという対応状況、理事者側のほうからそういう対応があるのやけど、具体的な運営について検討しておいて、その結果って出ていますか。出ていないのか。まだ検討中なのか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

そもそも廃止も含めてという話もありましたので、農業センターのあり方がどうなんだということは検討してきて、前回、基本構想をつくりましたというご報告をさせていただ

きました。なので、コンセプトとしては、ああいう形でこれからは進めていきたいというふうなことは決めました。

それから、その先の施設整備も含めて、運営というのは、その整備と絡めて検討しているというふうな状況にあります。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。そうすると、期間、検討するというのは、いつまで大体検討して、コンセプトはわかったのか、それに応じた検討はいつまでするのか、具体的なものを出してくるのがいつぐらいなんやということだけ教えてください。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

今年度、実際にやるべき施設の必要なもの、それを固めますので、それができてくれば、おのずとそれをどういうふうに運営するかというのは立ち上がってきますので、来年度には、それは固まっているというふうなつもりで、今、考えています。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。来年度、そうすると、4月以降だね。期日を切ってよ。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

来年度から実際の具体的な整備というものに着手しようと思っています。それは、当然予算の中に入れていくことになりますので、こういうふうなことで考えているというのは、そのときにはお示しはできるかなというふうに思います。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

茶業振興事業で、かぶせ茶のPR推進事業とか、それから新茶まつりとか、関西の振興大会の負担金とかというところで360万円ぐらい使っていただいて、これ、茶業の指標とかというところは、成果とかというところ、このイベントを見て、すぐにその成果があるとは思えないですけど、効果ってどういうふうに確認できますか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

例えばお茶の出荷額とか、生産面積とか、そういうのがあればいいんですけど、統計上、その数字がないんです。なので、数字としてお示しできるというものはない。ただ、今までかぶせ茶というものを知らなかったということが非常に多いということもあって、それの知っていただいたということは、数字的なものはないんですけど、そういう意味での広がりはあるというふうに考えております。

○ 中川雅晶委員

今回、茶業振興センターも移転されて、新しくなって、こういう茶業振興センターというのを公の市なり県なりが自主的に持っているというか、主体になっているというのは、例えばお茶の産地、宇治とか静岡とか、本市も含めて、みんなそういう形で市がそういう茶業センターみたいなものを持っているんですか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

全てが持っているわけではないと思います。ただ、本当の大きな産地に行くと、茶専門の部署があったりというのはあります。施設というのは、持っているところもあると思いますし、あるいは大きな産地に行くと、民間の事業者、組合とかで、そういう大きな施設を持っているところがありますので、大きな産地はそういうふうなことが言えると思います。

○ 中川雅晶委員

本市も茶業振興センターは指定管理になっていて、本市が整備をして、指定管理は年間600万円弱ぐらいで組合のほうにお願いをしているというところで、大きい産地であれば組合がもともと持っている、そういう事業展開をされている。本市は、なかなかそこまでという部分で市が保有をして、指定管理で運営をしていただいているという形態なわけで

すよね。

となれば、これ、コスト計算書を見ても、年間、総計上行政コストとしては1590万2000円かかるというところで、茶業の振興に寄与するような事業展開がないと、ここを本市が所有して指定管理料を払うというところも、なかなか整合性が——将来的にですよ、今どうのこうのと言っているわけではないんですけど——将来的に理解を得られにくくなってくる、そういう環境も考えられるので、やはり有効的な事業展開であったりとか、有効的な茶業振興センターの活用というのを考えないと、今見させていただいているだけの試飲室があったりとか、研修室があったりとか、小学生を招いていろいろお茶の淹れ方とか料理教室とかってされているという部分はあるんですけど、まだまだ何かその単位も小さく、偏りがある中で、市全体にとか、また、市外へ発信するまでに至っているような振興事業とは、ちょっと決算の書類を見ていても思えないので、その辺は今後とか、現状、どう考えられているのか。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

新しい施設のほうは、今、紹介していただきましたように、研修室を大きくしましたし、調理体験も簡単なものができるものをつくりました。市のほうでは、かぶせ茶のレシピ集なんかはつくりましたので、それを使ってそこで調理体験、加工体験みたいなことを進めています。

ただ、指定管理者で運営していただいていますので、やはり水沢のあそこにあるという場所も生かした形でのいろんな取り組みは考えられると思います。これは、最終的には企画力がやっぱり物を言うのかなと思っていますので、今、現状はまだまだやる余地はあると思っていますので、このところは指定管理者である三重茶農業協同組合さんと話をし、いかにいいアイデアを出すかというところをこれから詰めていきたいというふうに思っています。

○ 中川雅晶委員

これ、移転する前からあったので、新しくなっても、今課長が言われたようなものがほぼ何も見えていない状況で理解を得られるのかなと、非常に心配するというか、危惧をするんです。

当然、本市にとって、かぶせ茶は特にブランドとして、茶業というのは非常に大切な産

業やというふうには思っているんですけども、だからこそ、このままの状態を経年的に何の策もなく続けていくということは、非常に危険かなって危惧しています。

ぜひ本当に有効な、また、さっき言った効果もちゃんと示せるようなものを、また、それ以上に、さまざまな外に発信できるような、また、市民がお茶に対して誇り持つというのじゃないけど、知ってもらう機会であったりとか、ほかにもこの近くには観光スポットがある中で、どういうふうに関連して考えていくのかというのは、本当に真剣に考えなければ先々大変かなと思うので、ぜひというか、じゃ、何かあるのってあれですけど、例えば、この関西茶業振興大会って、多分持ち回りでやっているんですかね、お茶の産地で、宇治でやったりとか、静岡でやったりとか、さまざまやっておられるんですよ。そこでいろいろ品評会とかっていうのもやっておられると思うんですけど、こういうものも125万円を負担して大会をされているんですけど、どれだけの市民の方がこの三重県でやっているのを知っておられて、それに関心を持たれているのかということになると、ちょっと関心も少ないですし、多分、業界団体の方に近い方が参加をされて終わっている可能性もあるとなれば、まだまだ考える余地があって、税金の有効活用とは言いづらい部分があるのかなって思いますので、ぜひ次年度以降の予算組みの中にあたりとか、また、指定管理をするに当たって、事業展開とか、仕様書の中身等も考えていただいて、単にこの会館を管理してもらっただけの指定管理ではない指定管理のあり方ということも検討してもらわなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、その辺どうですかね。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

去年のこの関西茶業振興大会というのは、都ホテル四日市をお借りして、メインの大会はしました。そのときには、市民広場のほうも利用させていただいて、お茶を使ったいろんなものとか、お茶の機械とか、展示をさせていただいたので、ある程度の市民の方は知っていただいたかなと思うんですけど、大々的に多くの市民が寄ってくるようなイベントというわけではありませんので、やっぱり業界関係者がメインだったと思います。

それもあるんですけども、茶業振興センターもそうですし、そもそも四日市市の農産物の一番外に打って出られる産品としては何かというと、お茶がやっぱり一番最初に出てくると思いますので、我々が外に持っていくPRのところ、お茶振興というものをそもそもどうするかということ、ちょっと見直しをかけてしっかりやらなきゃいけないと思っていますので、その一つとして茶業振興センターもどういうふうに関連していくかとい

うのは、地元の農家さんとも十分話をした上で、その組み立てをやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 中川雅晶委員

それは多くの市民の方が知っていただいたとおっしゃいますが、それ、どうかなって、まだまだ発信力、足りないんじゃないかというふうには思いますが、これは、例えばシテイプロモーションにもかかわる問題かもしれないですけども、せっかくのブランドであったりとか、茶というのを発信していかないといけないと思いますし、本当に宇治や静岡にずっと隠れてではなくて、やっぱり小さいながらもぴりっと光るものを、せっかく茶業振興センターをつくってやるのであれば、そこを考えていかなければ、いずれは、これをどうするのかという問題も出てくる可能性は大いにあるので、ぜひ真剣に考えていただきたいなど。

例年のように踏襲業務だけをお願いするのではなくて、いろんなアイデアであったりとか、人であったりとか、知恵であったりとかを借りながら、有効活用するように、来年の予算ないしは決算を注視したいと思いますので、ぜひその辺を留意してやっていただきますようお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

先ほど、磯津漁港及び楠漁港の海岸保全施設の部分で、耐震云々という話があって、そういう長寿命化するときに、耐震化もあわせてやるというところの話や、それと、日置委員からありました農業用水のほうの耐震化についてお聞きしたい。ここを議員間討議したいんですが、委員の皆さん、ここの部分で意見はありますか。

先ほど、小川委員と早川委員は、その部分で述べられましたが、他の委員の方で、この件について、例えばほかの事業でもこういう、片手落ちではないんですが合理的な作業のやり方がなされていないようなケースがあれば、こういう部分で次年度に予算要求もして

もらって、徹底的に充実したものにしていきたいという狙いで何かご意見はありませんでしょうかね。

○ 樋口龍馬委員

私も、この前、防波堤の件で一般質問させていただいて、鉄筋の腐食というのが海岸沿線の堤防関係には相当出てきているというのは事実だと思うんですね。ましてや護岸堤防に関しては、波の関係で中に詰まっている砂が抜けていって、構造上、問題が出てきているのではないかだとか、場合によってはコアを抜いて確認をしなければいけないんじゃないか等々の問題も出てくるという予想はできたと思うんですよ、こういう議論になるだろうことは。であるなら、安全・安心という観点で先手を打っていただくようなことは、やはり必要だったのかな。

ただ、決算の中ですので、答弁としては、今後気をつけますという答弁しかないというのも理解はできるんですけども、じゃ、先ほど小川委員が言われたように、早くやれよと、いつやるのやという話になると思うんですね。川べりであったり、海岸べりであったりで商工農水部が所管する部分というのは、ごくわずかではあるというふうに思うんですけども、港としての機能が十全であるかということと、市民生活の安全に寄与するのかということと、あと、復旧に係る見通しをどう持つかということも。結局、東日本大震災のときは、漁港ががたがたになって、復旧するのに大変時間がかかってしまったんですね。ですので、予防的措置が必要じゃないかと議会から出てくるのは当然のことで、そこについての計画というものをまとめていっていただくということを私としてはお願いしたいというふうに思います。

○ 三木 隆委員長

他に。

中川委員、何かありませんか、この件に関して。

○ 中川雅晶委員

この件に関してはないですね。

○ 早川新平委員

まさしく今、樋口委員が指摘したとおりで、この決算の中で、じゃ、これがどこまでできるかという、また別問題のところがあるのやわな。

話の過程の中で、小川委員が指摘したようなところも当然指摘してしかるべきやろうし、それから私も先日、一般質問をさせてもらって、高潮対策しかしていないんだよと。一朝一夕にはできないという答弁までもらっていて、じゃ、放り出しておくのかと。南海トラフ地震の発生確率がもう非常に高い確率になってきておるので、だから、それに対してこういう場でしか言うところがない。そこのところは、今、委員長もまとめてもらったように、決算でどこまでできるか。だけれども同じ委員として、市民の声で一つの事象として磯津漁港が出てきたから、こういう形で高潮対策しかせんとか、できないとか、そこのところは所管にまたがっても風通しをよくしてもらって、こういう意見があって、やっぱりこれは早急にしていけるべきやろうなということがあれば、数十年かかるなんて夢のような話をしておるよりは、一歩ずつ進めてもらわんといかんのやわな、現実には。一朝一夕にはできないから放ってありますやなしに。

よく考えれば、向こう30年間、猶予があるのやろうなという見方ができるか。だから、そこのところは早急に手を打っていかんと、後の被害が起こってからのほうが、100%の被害より50%にとめておけば、復旧はもっと楽になるのではという考え方をすれば、手を打てるものは、やっぱり予防注射を僕はしていけという言い方をいつもするのやけれども、だから何かどこかで部局間の調整とか、そういうところは密にこれから余計やっついていかんと大変やろうな。だから、決算でやったやつを、今度はそれを予算につなげるためにと議会は言っているの、そこを指摘しておるのやから、どっかでこれをうまく議会からも発信しないといけないことがあるので、それを執行部側はどこまで重く受けとめていただくかということが僕は大事なことやというふうに思っています。指摘です。

○ 三木 隆委員長

この件はこのぐらいにとどめて、それ以外のところでは。

○ 小川政人委員

当然、耐震は考えていかなあかん部分であって、海岸保全施設整備事業とか、いろいろやるんやけど、全く耐震のことは考えていないと来たら、商工農水部は、もう何も耐震のことはほとんど考えていないのと違うのか。さっきの井堰とか、そういうところも耐震は

必要なことやなと思っておるのやけど、何も考えていないのか、それともこの楠漁港のほかに樋門ができたよな、水門、ポンプ場。あれは耐震をきちっと考えておるのやろう。だから、そういうところからいくと、耐震を何も考えていなかったということ自体がおかしいでさ。まず耐震の調査をやらんと回せやへんで、調査だけでもきちっと手がけていかんと、後の祭りになる可能性があるでね。

三重県でもずっとやってきておるんやわな、護岸の耐震対策、三重県は金がそんなにないで、長いんやけど、四日市は、海岸って四日市がやるところって少ないやろう。少ないにもかかわらず、何か放置をしたままというのはあかん。来年の予算はまだ決まっていないうか。来年からでもきちっとやっていくべきで、やることはようけあるのに、お金を基金に積んでおるけど、基金に積む前にやることいっぱいあるよ。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

他に意見は。この件にかかわらず。

○ 中川雅晶委員

先ほど、早川委員も農業センターのあり方ことを、これから計画を策定して、あわせて給食センターも含めて、今後検討、詰めていかなきゃいけないという部分もあるんですけど、農業センターは、本市の農業振興の中心的な役割もしていかなきゃいけないという部分も、どういうふうに機能を担わしていくのかということも、従来どおりの踏襲型でいいのかどうなのかというのも、ぜひ検討していただきたいと思うんですけど、補助金の中でたくさん農業に関する補助金があるんですけど、特に、これ、補助率が2分の1とかになっているのが多いんですが、多分国とか県の事業とかの分もあるのかもしれませんが、執行率ゼロが三つもあるんです。

農業センターもいろんな角度からということで、どれも予算額自体はそんなに大きい金額ではないんですけど、例えば、市民菜園整備事業補助金、これもゼロですし、企業農業参入支援事業費補助金も200万円の予算に対してゼロで、それから、農業後継者対策事業補助金、農業研修費補助金というのもゼロで、この辺のあり方というか、総括とかというのは、どういうふうにやられているのかな。

○ 石田商工農水部次長兼農水振興課長

市民菜園の整備と企業参入の補助金というのは、これ、遊休農地対策の一つとして、個人の農家だけじゃなくて、企業も農業の担い手、それから市民も農業の担い手ということで、設置しました。

最初つくったところは、結局、市民菜園の開設とか、参入というのも盛んだったものから、利用があったんですけども、ここのところゼロが続いています。企業参入に関しては、その年にたまたま農地を求める企業さんがあれば執行されるんですけども、ここ数年そういう方がいなくて、これはゼロになっていますが、基本的には企業さんにも参入してくださいと門戸を開いておりますので、こちらは継続をしたいと思います。

それから、市民菜園のほうは、そもそも市民菜園を運営していただけるNPOなり、団体なりというのが、以前は少々あったんですけど、ちょっとここのところ、そういう組織がないということで、執行がなくなっていますので、これは今のままでいいのか、また、別の違った形の支援が必要なのかどうなのかというのは、検討課題の一つやというふうに認識しています。

それから、農業後継者の補助金のほうは、これは農業大学校に行かれる四日市市出身の農家の子弟さんとか、農業を目指す方の授業料の補助ということになっていますので、そのときにたくさん行っていただければ執行になるんですけど、去年はゼロでした。ことしはたくさん行ってみえますので、こちらはそこに左右されるんですけども、続けていきたいなというふうに今考えています。

○ 中川雅晶委員

個々に見ればいろんな事情があるのかもしれないですけど、企業と農業参入とかというのも、こちらは開けているけれども応募がないということで、その辺を本当に活用して、そういう参入を促すとかという施策が本当にあったのかどうなのかというのもちょっと検証をいただかなきゃいけないのかなって思いますし、そういうことに農業センターがどれだけ関わるかというのは、農水振興課本体が関わっているのか、センターが関わるのか、そのセンターのあり方とかというのを含めて検討してもらわなきゃいけないのかなと思います。

メニューがだ一つといっぱいあって、本当に使いやすいもの、使いにくいもの、また時代に適応していないものであったりとかというのも少しご検証いただいて、再編するのや

ったら再編するということも選択肢としてはあるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○ 荒木商工農水部長

ありがとうございます。きのうの商工課のほうでもご指摘いただきました。農水振興課も商工課もそうなんですけれども、やっぱり補助金行政というようなところもございますもので、その辺は周知、どれだけ知っていただいて、どれだけご活用いただけるかというようなこともございます。ですもので、今の時代にそれぞれ合ったやり方、例えばインターネット、きのうご指摘いただいたのは、ホームページとか、そういうITとか、そんなものを駆使しながら、いま一度どうかについて、その周知方法等を考えたいというふうに考えます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

本当に僕はそんなに、素人でわからないんですけど、6次産業化であったりとか、今の農業のファクトリー化であったりとか、四日市の中でもそういう先進的に取り組まれているところもあつたりとかするので、従来の同じような農業のスタイルで同じような補助メニューだけではなくて、あらゆるこれからの農業のあり方というのをぜひ検討いただいて、それに資するような補助メニューに再編していただくようにということだけです。ぜひ農業センター、いい計画になりますように。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

ここでいいのか知らんけど、港を管理しておるのやで、さっきから耐震化、耐震化って僕ら指摘しておるのやけれども、四日市の海岸、100%液状化が起こるのやわな。耐震化しておるのと液状化対策というのは別のものなのか、耐震化すれば液状化に対しても効力を発揮するのか、そこだけ教えて。

○ 羽木農水振興課課長補佐兼基盤整備係長

農水振興課、羽木でございます。

耐震といいますのは、建物自体の耐震とその地盤の液状化対策と両方一緒にやることでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。ということは、液状化に対しても効力はあるという判断でよろしいですか。

○ 羽木農水振興課課長補佐兼基盤整備係長

おっしゃるとおりでございます。

○ 三木 隆委員長

他に。

(なし)

○ 三木 隆委員長

他にご意見もご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決させていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第2項畜産業費、第3項農地費中、農水振興課農業委員会関係部分、第4項水産業費、第11款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費、食肉センター食肉費用特別会計については、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費、第2項畜産業費、第3項農地費（関係部分）、第4項水産業費、第11款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費、食肉センター食肉市場特別会計について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

それで、先ほど言いました論点整理の部分なんですが、全体会に上げる云々と先ほどの耐震云々の話を論点整理したいと思うんですが、委員の皆さんのご意見を募りたいと思います。よろしいでしょうか。どうでしょう。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

私、ひび割れとか、そういうのをやっていると、それだけやると手戻りになる可能性があるのやわな、後で耐震したら、全部作り直さなあかんという部分があるし、それから、さっきの磯津漁港の護岸のところで、県がやっているのは耐震までやったのか、それとも

ひび割れだけやったのか、その辺も調べてきちっと、県は耐震までやっておるのに四日市だけひび割れとかという不整合なことをしておってもあかんもので、全体的にそういうことが今まで欠けておるもので、やっぱりきちっと耐震化をやっていかんと、護岸整備についてはやっていかんとあかんで、しれておると思っておるのや、四日市の管轄はな。だから、それをきちっとやることを、耐震化の調査をまず入るということを来年度からやるという提言シートをまとめてほしいな。

○ 三木 隆委員長

この程度とします。

休憩に入ります。再開は2時25分でお願いします。

14:08 休憩

14:24 再開

○ 三木 隆委員長

それでは、皆さんおそろいですので、会議を始めたいと思います。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

ちょっと静かにしてください。

先ほどの議案で、一つ私がミステークしてしまして、全体送りの確認をしていなかったもので、この際、一遍、その確認をさせていただきます。

先ほどの議案で、論点整理シートの作成はするんですが、他に全体会送りにする事項はありますでしょうか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なしでよろしいですか。なしということね。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

論点整理シートの事項については、全体会へ送るということよろしいですね。

(異議なし)

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
競輪事業特別会計

○ 三木 隆委員長

それでは、次の議案、商工農水部中、競輪事業課所管部分についての審査を行います。

それでは、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、競輪事業特別会計を議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

ご意見、ご質疑がございましたらご発言願います。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

なしでよろしいですか。

日置委員、なしでよろしいでしょうか。

○ 日置記平委員

はい。

○ 三木 隆委員長

ご意見、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なしだね。討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

なお、全体会へ送るか否かは、採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、競輪事業特別会計については、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 三木 隆委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち、競輪事業特別会計について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 三木 隆委員長

以上でございます。これで終わりか。

全体会に送る議案というのはありますか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

わかりました。なしということで。

これで商工農水部に係る議題は終了とします。お疲れさまでした。

14 : 28 閉議